

長野県広域受援計画基本構想

平成 30 年 3 月
長 野 県

目次

第1章 総則	1
1. 1 背景・目的等	1
(1) 背景	1
(2) 目的	2
(3) 対象地域	2
1. 2 広域受援計画の位置づけ	3
(1) 広域受援計画と各種防災計画の関係	3
(2) 広域受援計画の構成	5
1. 3 対象とする災害	6
(1) 対象とする災害の規模	6
(2) 想定災害	6
1. 4 受援の必要性	9
(1) 長野県における受援の必要性	9
(2) 受援内容・規模の整理	10
(3) 広域受援計画の適用基準	10
第2章 広域防災拠点計画の基本方針	12
2. 1 長野県における広域防災拠点の必要性	12
(1) 現状・課題	12
(2) 広域防災拠点の必要性	12
(3) 広域防災拠点の定義	12
2. 2 広域防災拠点計画の基本方針	17
(1) 広域防災拠点の整備目的	17
(2) 広域防災拠点整備の検討方針	17
2. 3 広域防災拠点の配置ゾーンの考え方	18
(1) 配置ゾーンの検討フロー	18
(2) 長野県における広域防災拠点の配置ゾーン	19
2. 4 広域防災拠点の整備方針	24
(1) 広域防災拠点整備の考え方	24
(2) 広域防災拠点施設の活用方針	24
(3) 広域防災拠点の機能	26
2. 5 広域防災拠点の候補施設の選定	28
第3章 機能別活動計画の基本方針	29
3. 1 基本方針	29
(1) 機能別活動計画の目的	29
(2) 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲	29

(3)	受援業務項目の抽出及び機能別活動計画の構成	29
(4)	受援対象業務全体の流れ	32
(5)	受援に伴う費用負担及び事故時の責任	35
3. 2	救助・消防・救命活動に係る活動方針	36
(1)	救助・消防・救命活動	36
(2)	航空医療搬送	38
3. 3	緊急輸送ルートの確保に係る活動方針	40
(1)	緊急輸送ルートの確保	40
3. 4	人的支援（応援職員等の受入れ）に係る活動方針	42
(1)	行政職員支援	42
(2)	建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	44
(3)	避難所運営支援	46
(4)	住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	48
(5)	ボランティア・NPO等の活動調整	50
(6)	遺体の対応	52
(7)	災害廃棄物等の処理	54
(8)	その他技術・専門職員支援	56
3. 5	物的支援に係る活動方針	58
(1)	物資の確保	58
(2)	物資流通	60
3. 6	医療・保健・福祉活動に係る活動方針	62
(1)	救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	62
(2)	要配慮者対応支援	64
3. 7	燃料調達に係る活動方針	66
(1)	緊急車両・優先給油施設への燃料供給	66
3. 8	その他	68
(1)	海外からの人的・物的等支援の受入れ	68
第4章 広域受援計画の立案に向けた課題	69
4. 1	基本構想の具体化	69
(1)	県災害対策本部及び地方部の受援体制の具体化	69
(2)	災害初動時の業務の流れの明確化	69
(3)	既往の災害時活動計画等と県広域受援計画の整合による実効性の確保	69
4. 2	関係機関等との連携体制に係る調整	69
(1)	防災拠点施設管理者（市町村等）との調整	69
(2)	拠点を利用する関係機関（県、市町村、専門団体等）との調整	69
(3)	応援職員の受援に係る国や都道府県（カウンターパート）等との役割分担	69
(4)	情報共有体制の構築	69
(5)	市町村広域受援計画の策定に向けた県内市町村との連携	70

第5章 長野県広域受援計画基本構想検討委員会における検討経緯	71
5. 1 検討体制.....	71
(1) 検討委員会及び専門部会の設置	71
(2) 検討委員会設置要綱	71
(3) 検討委員会等の構成員	72
5. 2 検討スケジュール.....	76
5. 3 検討委員会・専門部会開催概要.....	77
卷末資料.....	78

第1章 総則

1. 1 背景・目的等

(1) 背景

- 平成23年の東日本大震災では、被災地方公共団体に対する広域応援として、全国知事会等による被災者の救援・救護や、人員の派遣等が実施された。受援側の地方公共団体では、複数の要請ルートがあることによる混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生した。
- また、平成28年熊本地震では、国のプッシュ型支援¹による物資の円滑な受入れと被災者への供給や、多くの地方公共団体等から派遣される応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなった。
- これらの課題を踏まえ、内閣府は、都道府県・市町村における受援体制の整備や、受援業務の整理等について示した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）（以下、「内閣府ガイドライン」という。）をとりまとめた。
- 一方、本県では、平成26年の御嶽山の噴火及び長野県神城断層地震、平成27年4月頃から火山性地震が増加している浅間山の噴火、平成26年台風8号による南木曽町の土石流灾害、あるいは県内各地で最深積雪を更新、交通網が寸断した平成26年2月豪雪による災害などに見られるように、地震災害、火山災害や近年増加傾向にある激しい気象による災害が、今後も発生することが懸念されている。
- また、本県第3次地震被害想定調査においては、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震や、平成23年の東北地方太平洋沖地震級の南海トラフの巨大地震を想定し、今後の効果的な防災・減災対策を推進することとしている。
 - ・糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体(Mj8.5)、北側(Mj8.0)、南側(Mj7.9))²
 - ・長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8)
 - ・伊那谷断層帯（主部）の地震 (Mj8.0)
 - ・阿寺断層帯（主部南部）の地震 (Mj7.8)
 - ・木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 (Mj7.5)
 - ・境峠・神谷断層帯（主部）の地震 (Mj7.6)
 - ・想定東海地震 (Mw8.0)³
 - ・南海トラフ巨大地震（基本ケース(Mw9.0)、陸側ケース(Mw9.0)）
- さらに、県内を流れる国管理の千曲川・犀川及び天竜川については、浸水想定区域図が平成28年に更新され、従来想定してこなかった想定最大規模の降雨による浸水への対応が求められている。

¹ プッシュ型支援：国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

² Mj（気象庁マグニチュード）：地震時の地面の動き（変位）の最大値から計算される、地震の規模を表す指標。

³ Mw（モーメントマグニチュード）：地震時の岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）に基づき計算される、地震の規模を表す指標。

(2) 目的

- 本県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（以下、「広域受援計画」とする）を策定することとした。
- 広域受援計画では、支援を必要とする業務、担当課、受援窓口、市町村・関係機関等との調整の流れ及び必要な手続きを明確化することにより、所管部局間の連携、一貫した指揮系統、関係機関への支援要請の迅速な伝達を実現し、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。
- 広域受援計画の策定にあたり、平成29年10月から平成30年2月にかけ、長野県広域受援計画基本構想検討委員会及び同専門部会（3部会：救助活動専門部会、人的支援専門部会、物的支援専門部会）を各3回開催し、専門的・技術的見地からの助言等を踏まえ、広域受援計画の基本的な考え方を示す長野県広域受援計画基本構想（以下、「基本構想」とする。）を策定した（第5章参照）。
- 基本構想では、大規模災害の発生時において、国や他都道府県等から外部支援を適切に受けるため、必要となる広域防災拠点の配置ゾーン、拠点機能・規模や候補施設の選定等に係る基本方針を定める。【→「第2章 広域防災拠点計画の基本方針」参照】
- また、基本構想では、長野県市町村災害時相互応援協定による支援や県による支援の人的・物的リソースを大幅に超過した場合に、他都道府県や市町村等からの外部支援を適切に受けるため、県外からの支援が必要な機能別に対策の基本方針を定める。【→「第3章 機能別活動計画の基本方針」参照】

(3) 対象地域

- 広域受援計画の対象地域は、長野県内全域とする（図1-1）。

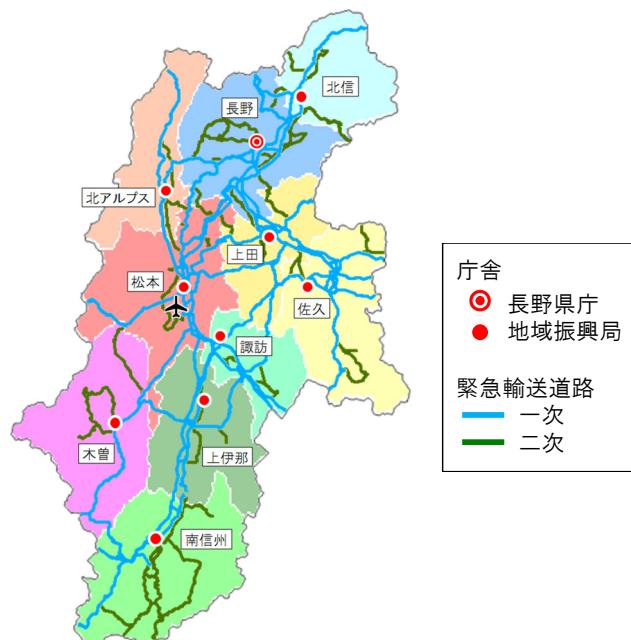


図1-1 長野県管内図

1. 2 広域受援計画の位置づけ

(1) 広域受援計画と各種防災計画の関係

- 現在、本県においては災害対策基本法に基づく法定計画である地域防災計画のほか、任意計画である業務継続計画、職員の応急対策活動マニュアルなどの各種の計画・マニュアル等を運用している。
- 受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有の人的・物的リソースを踏まえ、長野県業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定する。また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とする（図1-2）。
- 広域受援計画は、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や県内の非被災市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう策定するものである（図1-3）。
- 県の受援体制については、内閣府ガイドラインを踏まえ、現行の長野県地域防災計画に基づく県災害対策本部「本部室」との役割分担を精査した上、「応援・受援本部」に相当する組織の県災害対策本部内への位置づけを検討する（図1-4）。

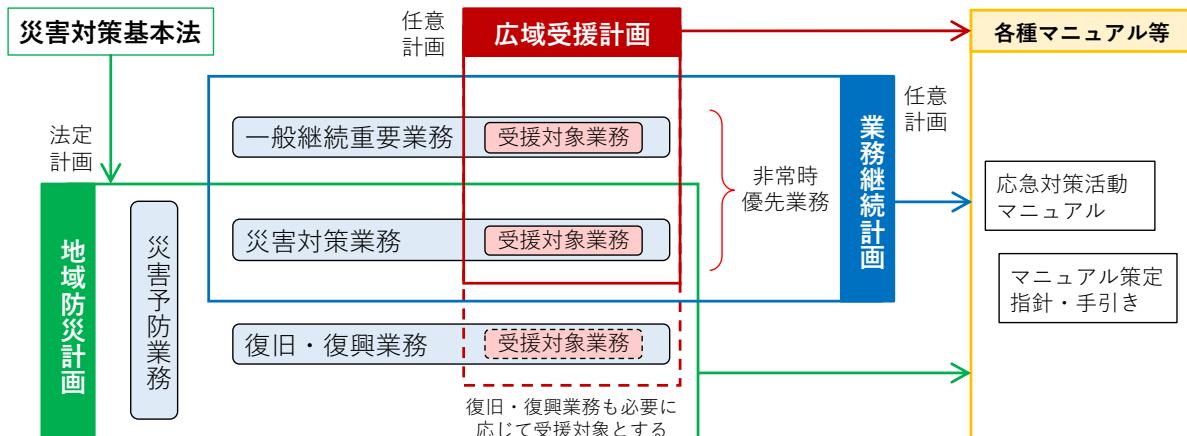
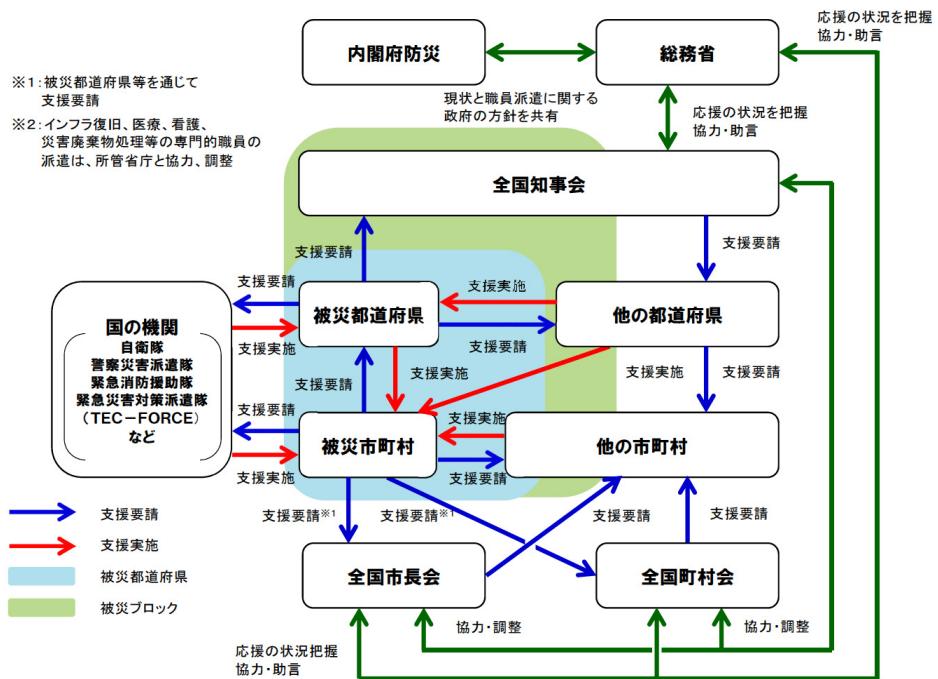


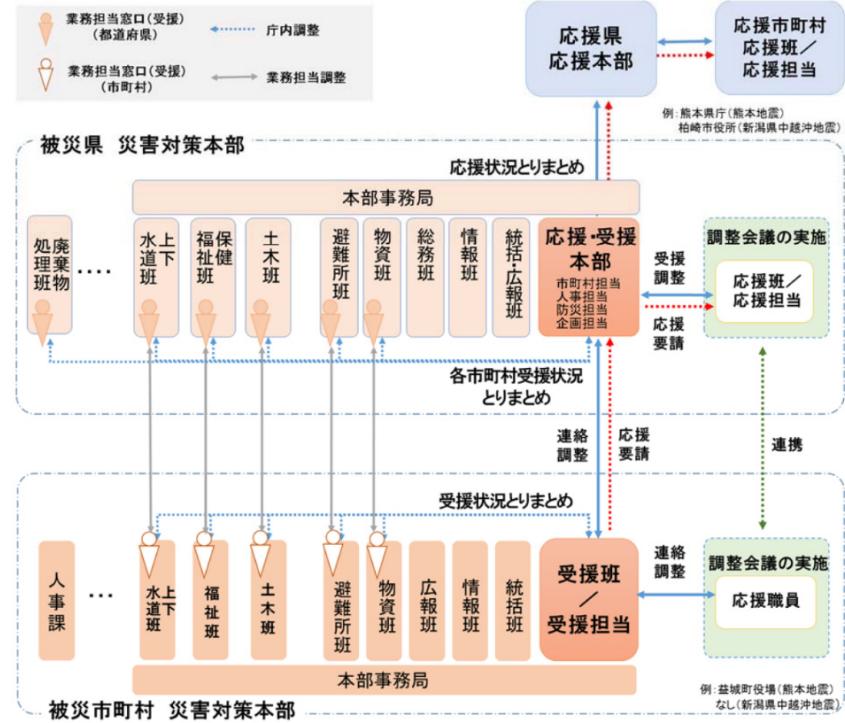
図1-2 広域受援計画と県の防災関連計画の関係



出典)「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」(第4回)

資料 1-1 市町村への応援と支援に関する補足資料

図 1-3 災害時における支援のイメージ⁴



出典)「地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン」(内閣府、平成29年3月)

図 1-4 県及び市町村の受援体制のイメージ

⁴ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（図中）：大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を実施する、全国の国土交通省各地方整備局等の職員で構成される専門部隊。

(2) 広域受援計画の構成

- 広域受援計画は、「広域防災拠点計画」及び「機能別活動計画」から構成されるものとする（図1-5）。
- 広域防災拠点計画では、地方公共団体及び関係機関と調整の上、想定災害（地震、風水害、火山災害等）、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺地方公共団体との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域防災拠点を選定する（県地域防災計画風水害対策編 第2章 第5節 第3「7 広域防災拠点の確保」に相当）。
- 機能別活動計画では、県による支援や県市町村災害時相互応援協定による支援の人的・物的リソースを大幅に超過し、県外からの支援が必要な業務を機能別に整理し（救助・消防・救命活動、緊急輸送ルートの確保、人的支援（応援職員の受け入れ）、物的支援、医療・保健・福祉活動、燃料調達）、業務の具体化や、対応の流れ及び調整窓口の明確化を行う。
- 県内のリソース不足等に伴う県外への広域避難や災害廃棄物等の広域処理など、他都道府県内において実施される応援についても本計画で扱うこととする。

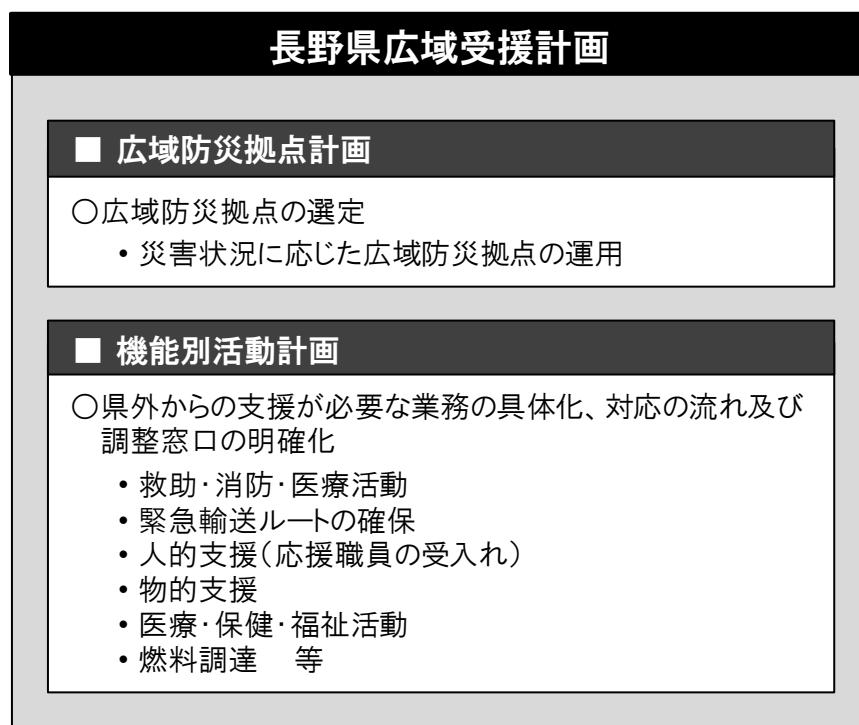


図1-5 広域受援計画の構成

1. 3 対象とする災害

(1) 対象とする災害の規模

- 広域受援計画においては、外部支援を受けるような状況を想定することから、原則として県内市町村及び県のみでは対応が困難な大規模災害を対象とする（図1-6）。
- ただし、より規模の小さい災害における受援にも柔軟に対処できるよう、広域受援計画の部分的な適用を可能とするよう留意する。

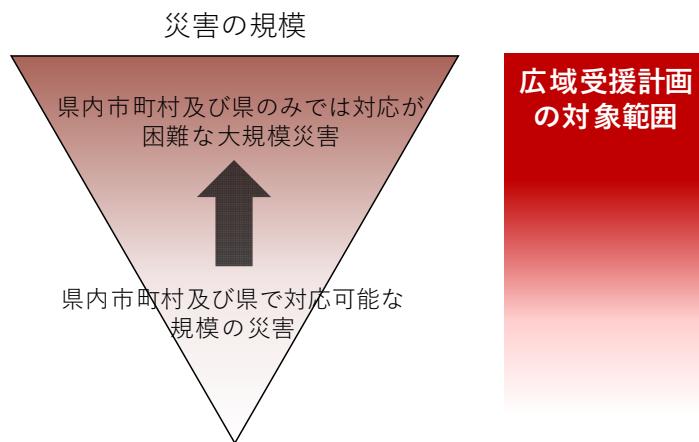


図1-6 広域受援計画の前提となる災害の考え方

(2) 想定災害

- 外部支援を受けるような、以下の大規模地震災害、風水害、火山災害（表1-1～表1-3）を想定する。

表1-1 想定災害（地震災害）

想定災害	出典
① 長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8) ② 糸魚川一静岡構造線断層帯の地震(全体(Mj8.5)) ③ 伊那谷断層帯(主部)の地震(Mj8.0) ④ 南海トラフの巨大地震(陸側ケース、冬)(Mw9.0)	長野県第3次地震被害想定調査 (図1-7、表1-4)
○首都直下地震 ・緊急対策区域指定市町村(南佐久郡 川上村、南相木村、北相木村)に対する支援の実施を想定	内閣府「首都直下地震緊急対策区域」(平成27年3月31日現在)

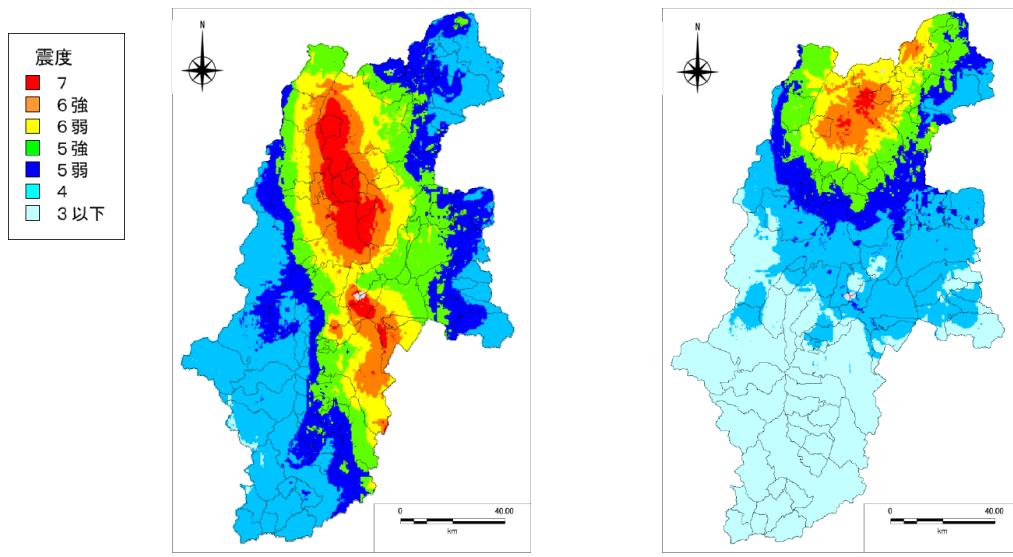
表 1-2 想定災害（風水害）

想定災害	出典
○千曲川・犀川浸水想定(想定最大規模)	国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所 「信濃川水系信濃川(千曲川)浸水想定区域図」 「信濃川水系犀川浸水想定区域図」
○天竜川浸水想定(想定最大規模)	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所 「天竜川水系天竜川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」

表 1-3 想定災害（火山災害）

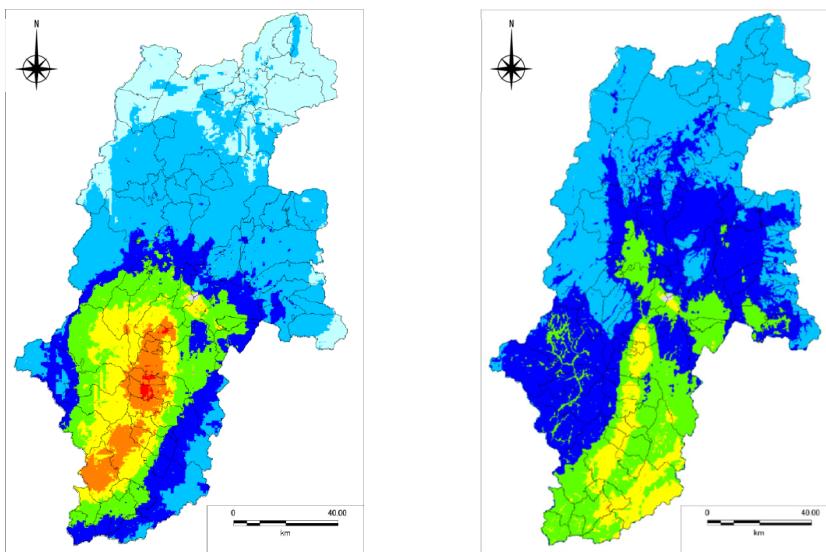
想定災害	出典
①浅間山 ・大規模噴火(天明・天仁噴火と同規模) ・融雪型火山泥流	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所「浅間山火山防災マップ」
②焼岳 ・マグマ噴火(噴火警戒レベル4・5)	松本市「焼岳火山防災基本図」
③乗鞍岳 ・剣ヶ峰周辺を噴火口とした場合の噴火	岐阜県「乗鞍岳火山防災マップ」
④御嶽山 ・噴石、火碎流、火碎サージ、融雪型火山泥流予想図	御嶽山火山防災協議会 「御嶽山火山ハザードマップ」
⑤草津白根山 ・噴石、火山灰、土石流、泥流、火山ガスの危険区域	草津町・嬬恋村・長野原町・六合村 「草津白根山火山防災マップ」
⑥新潟焼山 ・噴石、降灰、火碎流、融雪型火山泥流予想図	糸魚川市 「下早川地区の融雪型火山泥流(想定図)」「上早川地区の融雪型火山泥流(想定図)」

- その他の想定災害や、激しい気象（豪雪等）、土砂災害等による災害などについては、上記の想定災害で検討した機能・規模を有する広域防災拠点の活用を基本とする。各種災害の特徴を踏まえて不足する機能がある場合には、追加を検討する。



糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)

長野盆地西縁断層帯の地震



伊那谷断層帯(主部)の地震

南海トラフの巨大地震(陸側ケース)

図 1-7 長野県第3次地震被害想定による震度分布

表 1-4 第3次被害想定によるエリア別被害想定(糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体))

地区	広域圏	全壊・焼失棟数※1	死者数※2	重傷者数※3	避難所避難者数※1
北信地区	北信	0	0	10	260
	長野	21,080	860	3,900	42,860
中信地区	大北	4,270	280	1,100	7,930
	松本	36,880	1,600	6,740	64,100
	木曽	0	0	0	0
東信地区	上小	7,820	2,120	1,740	17,780
	佐久	30	0	50	1,190
南信地区	諏訪	24,770	1,980	4,690	40,400
	上伊那	3,060	210	930	9,100
	飯伊	0	0	20	170
計		97,940	7,060	19,210	183,770

被害が最大となるケースの想定値：

※1 冬 18 時・強風時 ※2 夏 12 時・強風時 ※3 被災 2 日後、冬深夜・強風時

1. 4 受援の必要性

(1) 長野県における受援の必要性

- 県内 77 市町村のうち半数を超える 43 町村で人口 1 万人以下と、規模が小さい市町村が多く（図 1-8）、災害によって市町村の行政機能が壊滅状態となる可能性がある。長野県市町村災害時相互応援協定によって、県内リソースの融通で対応可能な場合も、県が被災市町村の災害時事務を支援する場合が想定される（図 1-9 ②③）。
- 特定の災害による道路機能のまひ、低下によって、集落、地区、市町村単位での孤立が想定される。土砂災害時の人命救助や道路啓開など、広域応援部隊の受け入れが必要となる場合が想定される（図 1-9 ①）。
- 複数の市町村において被害が大きく、現在の人的、物的リソースが大幅に不足し、市町村では対応が困難な状況が想定される。県が市町村の支援要請をとりまとめるとともに、県外からの支援の申し出との調整を図る（図 1-9 ②③）。
- 被害規模が大きい場合、国によるプッシュ型の支援物資が供給されるため、県は広域物資輸送拠点において支援物資を受け入れるとともに、市町村の地域内輸送拠点に配分・輸送する（図 1-9 ①）。

以上のような受援が想定されることから、広域応援の受け入れ拠点の整備及び受援対象業務の整理が必要である。

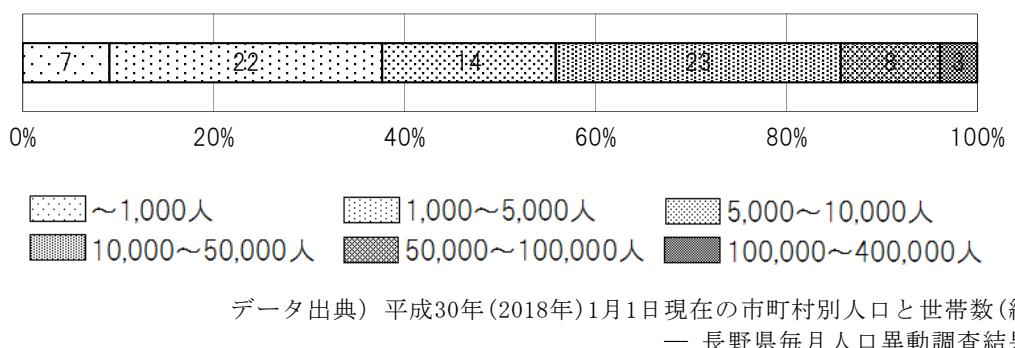
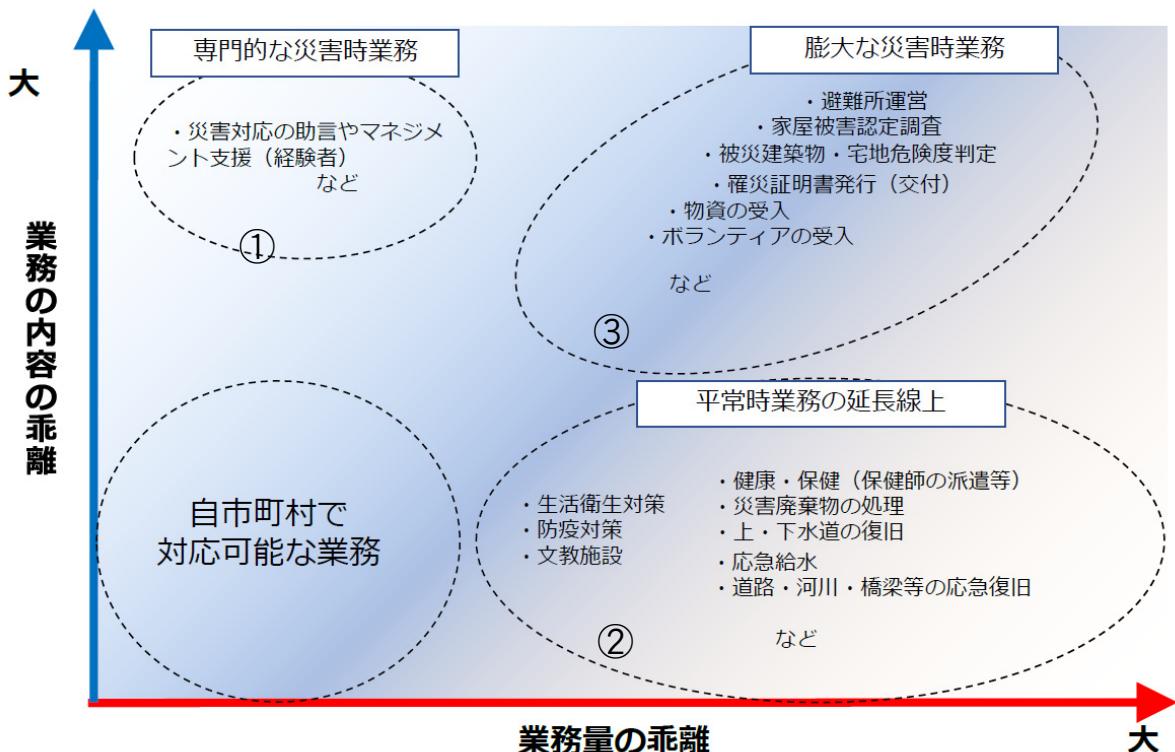


図 1-8 長野県内の人口ごと市町村数（平成30年 1月 1日現在）



出典)「地方公共団体の受援体制に関する検討会」(第4回)

資料2「災害時における受援体制に関するガイドライン（仮称）素案について」に加筆

図1-9 受援対象業務の整理イメージ

(2) 受援内容・規模の整理

- 選定した受援対象業務のうち、受援規模を算出できる業務については、既往検討における原単位を参考にしながら、人的・物的支援の必要最大規模を算出する。

(3) 広域受援計画の適用基準

- 長野県地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「非常体制」、「緊急体制」及び「全体体制」がとられたとき、受援計画に基づき行動を開始する（表1-5）。

表1-5 県の災害応急対策活動体制と広域受援計画の適用

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	計画の適用
警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時又は危機管理部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○県下に震度3の地震が発生した時 ○県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時（単独で発生した時も同様） ○大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ○火口周辺警報(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)発表時＜レベル未導入の火山においては火口周辺警報(火口周辺危険)発表時＞ ○県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時	—
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	○県下に震度4の地震が発生した時 ○火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)発表時＜レベル未導入の火山においては火口周辺警報(入山危険)発表時＞ ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合 ○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時	—
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	○県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ○噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時	○
緊急体制	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	○県下に震度6弱の地震が発生した時 ○噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時＜レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域厳重警戒)発表時＞ ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時	○
全体体制	○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制移行した時まで。	○県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ○南海トラフ地震が発生した場合 ○南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時	○

出典)長野県地域防災計画 風水害対策編 第3章第3節 非常参集職員の活動に加筆

第2章 広域防災拠点計画の基本方針

2. 1 長野県における広域防災拠点の必要性

(1) 現状・課題

- 長野県は南北約 212km、東西約 120km にわたる県土を有し、日本アルプスをはじめとする日本有数の山岳地帯や浅間山、御嶽山等の活火山を抱えている。
- 県地域防災計画には、広域防災拠点として松本空港及び松本平広域公園周辺の 1箇所が位置づけられている。
- 松本空港周辺には、糸魚川－静岡構造線断層の中北部区間を構成する牛伏寺断層がある。
- 山岳地域に形成された盆地や谷底平野を中心に、多数の地域社会を有する本県では、災害時に地域間相互の道路交通が分断される可能性がある。

(2) 広域防災拠点の必要性

- 本県は南北に広い山岳県であり、地震活動のほか、土砂災害や雪害、火山災害等のいかなるリスクに対しても、救助活動等の広域応援部隊の受入れ・後方支援や、被災者の広域医療搬送、支援物資の受入れ・配分等を行う拠点を複数方面に確保する必要がある。
- 糸魚川－静岡構造線断層帯が活動した場合には、松本空港の機能支障が想定されることや、土砂災害による孤立地域の発生が多数想定される等を踏まえ、陸路・空路アクセスを考慮した代替拠点を選定しておく必要がある。
- 人口が分散している山岳地域を含め、災害により県内の道路交通が分断されても、地域ごとに外部支援受け入れのための機能を発揮できるよう、拠点施設を整備あるいは選定しておく必要がある。

(3) 広域防災拠点の定義

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府、平成 29 年 6 月）（以下、「南海トラフ地震具体計画」とする。）による防災拠点等の定義を参考に、本県の広域防災拠点を表 2-1 に示す拠点で構成される拠点群として定義する。

表 2-1 長野県における防災拠点の定義

拠点	定義※	備考
広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点。 (上記の防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている) 	
進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊・<u>応援職員</u>が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの 	長野県において下線部を加筆
救助活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う<u>後方支援拠点</u>として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの 電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点 	長野県において下線部を加筆
航空搬送拠点	<ul style="list-style-type: none"> <u>航空機による医療搬送</u>を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU⁵が設置可能なもの (<u>県内</u>の航空搬送拠点) <u>県内</u>の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院等から搬送される患者を SCU にて受け入れ、<u>航空機による医療搬送</u>するための拠点である。<u>本県</u>はこのために必要な DMAT その他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。 (<u>県外</u>の航空搬送拠点) <u>長野県内</u>からの患者を受入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点 	長野県において下線部を加筆・変更
広域物資輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの 	
地域内輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点 	
被災地域内進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点（振興局の庁舎等を想定） 	長野県において定義

※ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(内閣府、H29.6)による定義に加筆・変更

⁵ SCU (航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit) : 航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

本県における広域防災拠点の活用イメージを図2-1に示す。

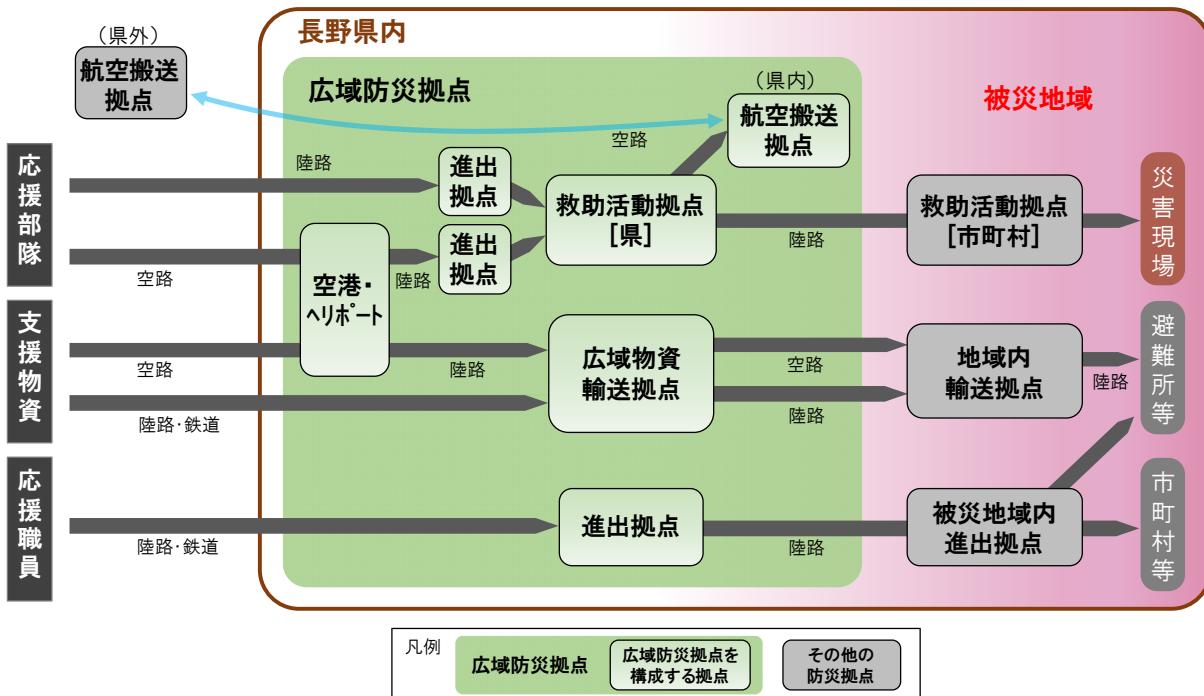


図2-1 長野県における広域防災拠点等の活用イメージ

<広域防災拠点の活用>

①広域応援部隊による進出拠点や救助活動拠点の活用（図2-2）

- ・広域応援部隊は、陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により各機関があらかじめ指定した進出拠点に集結
- ・県が設置する救助活動拠点に移動し、被害情報、道路情報等の必要な情報を収集した後、被災地域内に市町村が設置する救助活動拠点へ進出
- ・県が設置する救助活動拠点については、広域応援部隊が交代するベースキャンプ、自衛隊の補給拠点や、特殊車両の待機場所となる後方支援拠点としても活用
- ・航空搬送拠点では、救助された被災者を県外へ搬送する広域医療搬送を実施

②県や被災市町村に向かう応援職員による進出拠点の活用（図2-3）

- ・応援職員は、被災地域外の進出拠点（県合同庁舎等）に集結し、被害情報、道路情報等の必要な情報を収集した後、被災地域内の進出拠点（県合同庁舎等）へ進出

③広域物資輸送拠点の活用（図2-4）

- ・陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により、国や他都道府県等から供給された支援物資を受け入れ、被災地域内の市町村へ配分

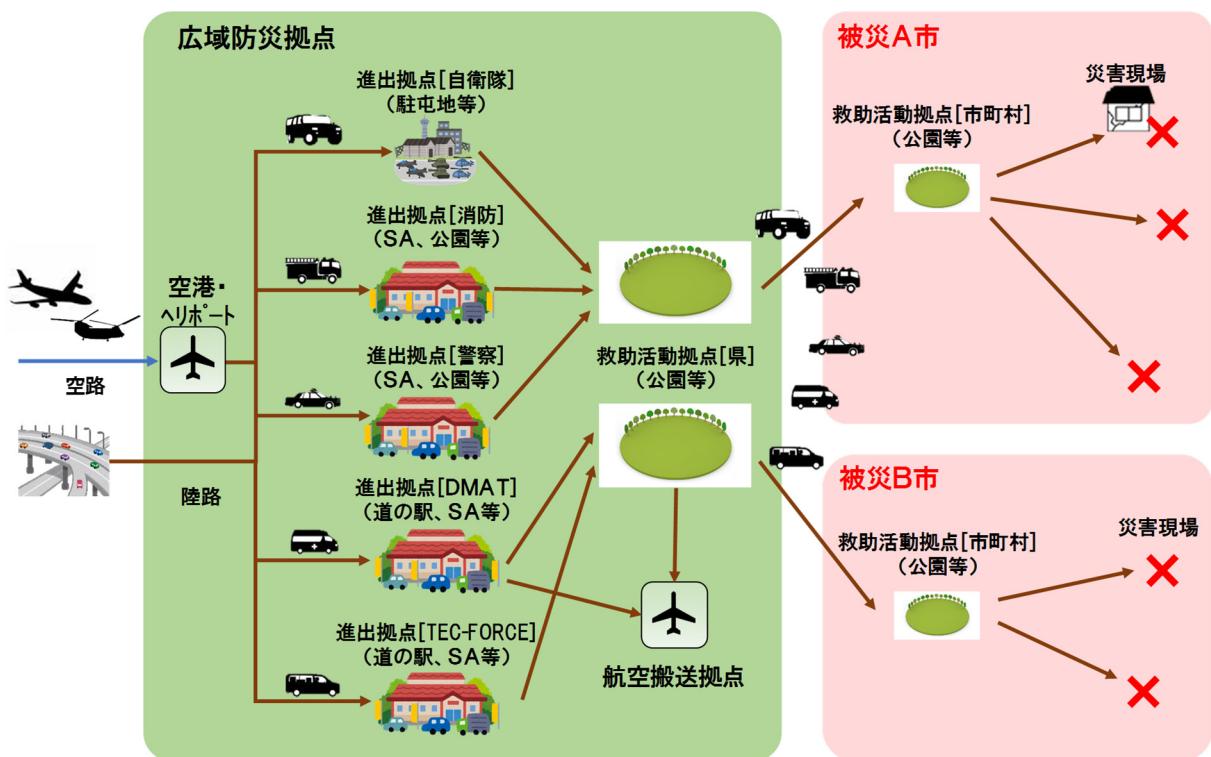


図 2-2 広域防災拠点の利用イメージ【広域応援部隊】

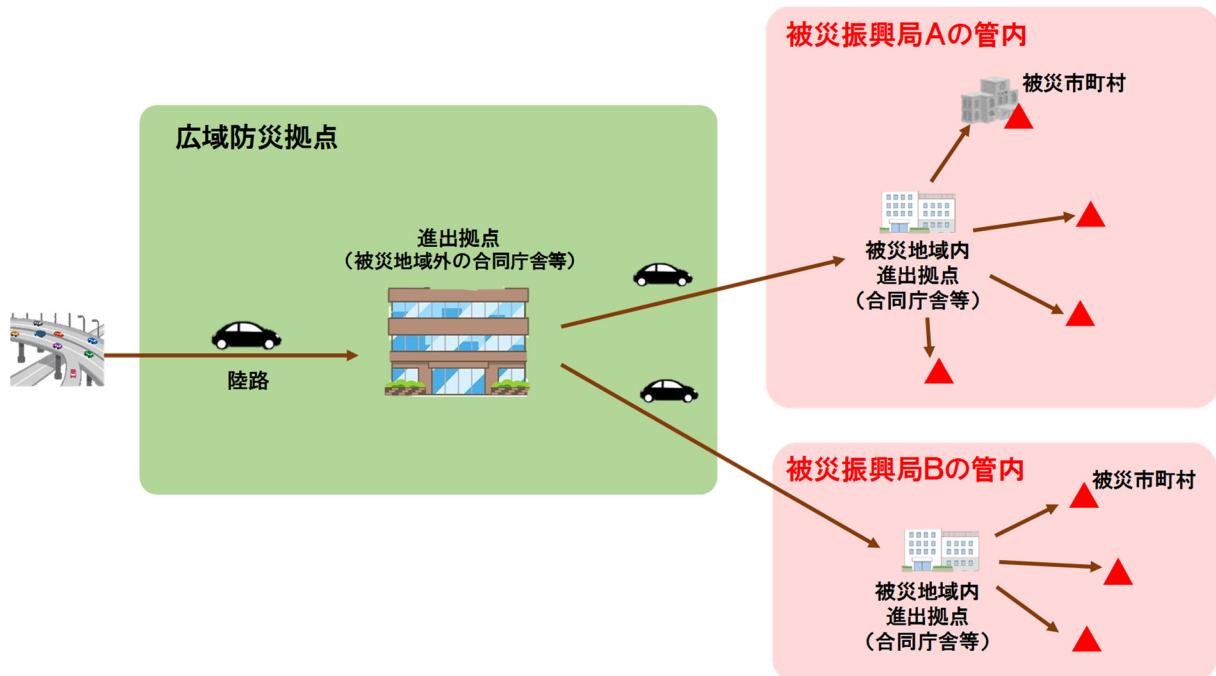


図 2-3 広域防災拠点の利用イメージ【応援職員】

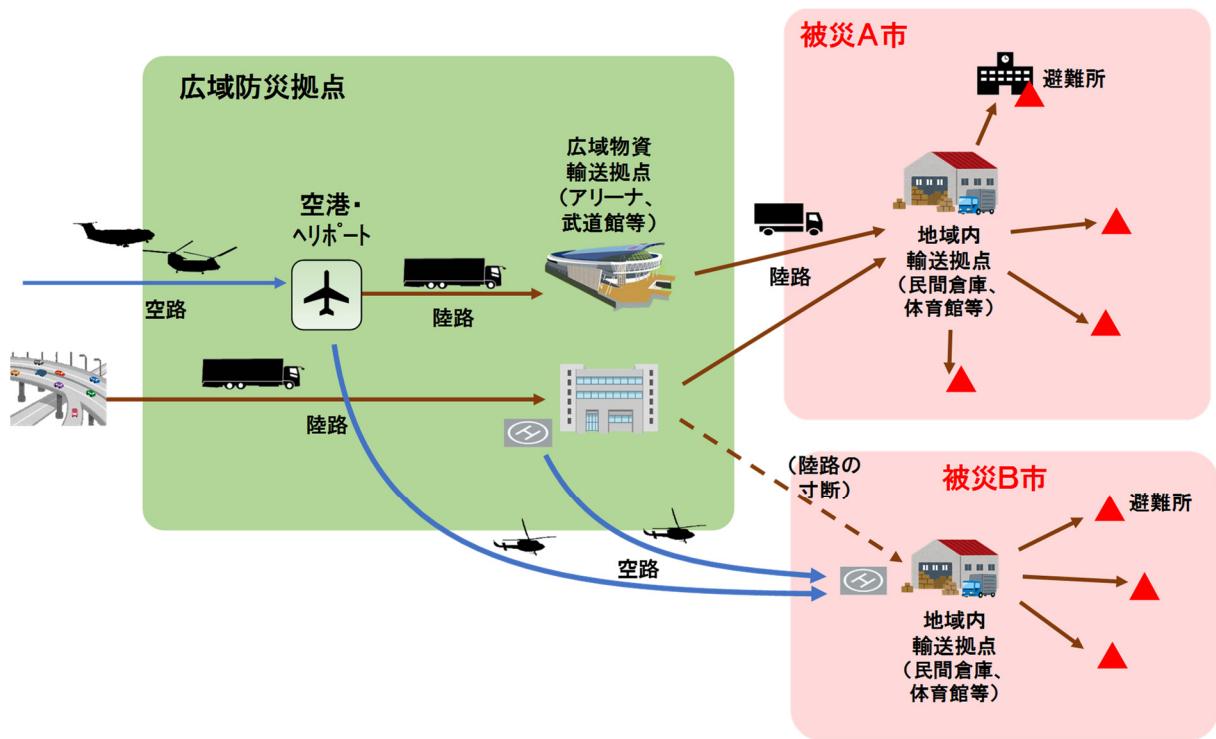


図2-4 広域防災拠点の利用イメージ【支援物資】

<広域防災拠点における県及び市町村（指定管理者を含む）の役割分担>

県：被害情報、道路情報等の提供、県管理施設の運営管理（開設等）、市町村との施設利用調整

市町村：市町村管理施設の運営管理（開設等）、県との施設利用調整

(広域物資輸送拠点における役割分担)

県：市町村に配分する支援物資の搬入

市町村：避難所に配布する支援物資の保管、荷さばき、搬出

2. 2 広域防災拠点計画の基本方針

(1) 広域防災拠点の整備目的

- 様々な災害リスクを有する広い山岳県である本県において、大規模災害時にも陸路・空路を活用し、各方面から迅速な救助・消防・救命活動や支援物資の輸送、応急復旧活動等に係る支援を受け入れるため、広域応援部隊が部隊の指揮や、宿営・補給等の後方支援を行う「広域応援部隊の一時集結・ベースキャンプ機能」、災害拠点病院に係る情報提供や医薬品の支援等を行う「災害医療支援機能」、国等からの支援物資を受け入れ市町村に分配する「支援物資中継・分配機能」、水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄する「物資等の備蓄機能」、物資輸送や緊急医療搬送のための航空機が離発着、給油等を行う「ヘリポート機能・空港機能」等を有する広域防災拠点を整備する。

(2) 広域防災拠点整備の検討方針

本県における広域防災拠点整備については、図2-5のフローに従い検討する。

1) 広域防災拠点の配置ゾーンの検討

「一つの広域防災拠点を構成する拠点群が立地する目安の範囲」を配置ゾーンとよぶこととし、配置ゾーンの配置について検討する。

本県における広域防災拠点の配置要件は以下のとおりとする。

- 県内において想定されるいかなる災害に対しても、県内の被災地域外に拠点を複数確保できるよう、拠点候補を分散配置すること。
- 山岳県であるため、土砂災害や雪害等による道路網の寸断を想定し、拠点への陸路及び空路アクセスを確保すること。
- 人口分布が分散している地域では、必ずしも支援量の多さによらず拠点を配置し、拠点が遠方過ぎることがないこと。

2) 広域防災拠点の整備方針の決定、候補施設の選定

本県における広域防災拠点の整備方針は以下のとおりとする。

- 広域防災拠点の配置ゾーン、他県における整備事例、本県の関連計画等における広域防災拠点の位置づけを踏まえ、支援ニーズから設定する拠点の規模及び公的施設リソースの現況を踏まえて、広域防災拠点の「配置要件」、「機能要件」及び「規模」を決定する。
- 県及び市町村管理施設を中心に広域防災拠点の候補施設を選定することとし、県関係部局及び市町村に対し、既存施設を活用する場合の候補施設に関するアンケート調査を実施する。

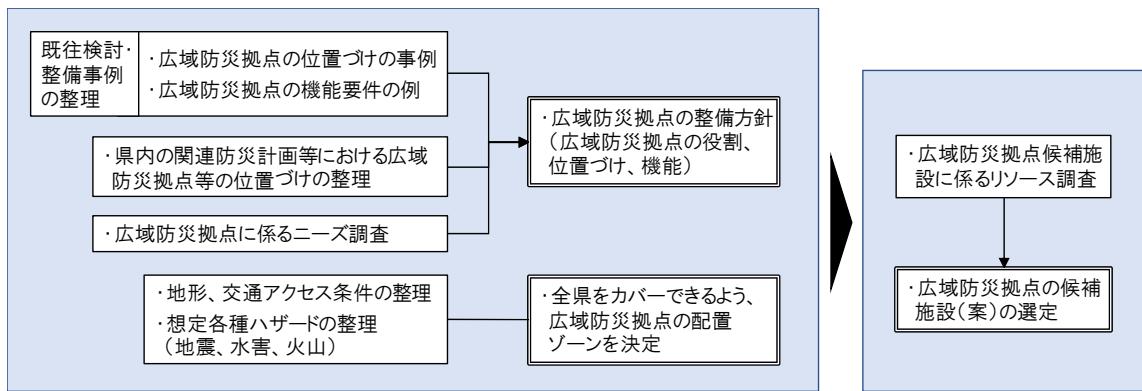


図 2-5 広域防災拠点整備の検討フロー

2. 3 広域防災拠点の配置ゾーンの考え方

(1) 配置ゾーンの検討フロー

広域防災拠点の配置ゾーンは、図 2-6 のフローに従い検討した。具体的には、以下の要件を満たす県内複数箇所の配置ゾーンを設定した。県内の主要な地形及び交通アクセスを図 2-7 に示す。

- 県内の想定災害に対し、複数のゾーンを確保できる配置とする
 ⇒ 同時被災により配置ゾーンが不足することのないよう、県内に配置ゾーンを分散して選定
- 各関係機関が県外各方面から集結しやすいよう、陸路・空路の交通アクセスの良い地域とする
 ⇒ 北陸・関東・中部方面から高速道路又は空路により県内に進入しやすい範囲を選定
- 人口が分散している地域においても、拠点が遠方過ぎることがないよう配置する
 ⇒ 被災地域への移動時間を踏まえても、十分な災害対応の活動時間を確保できる範囲とする

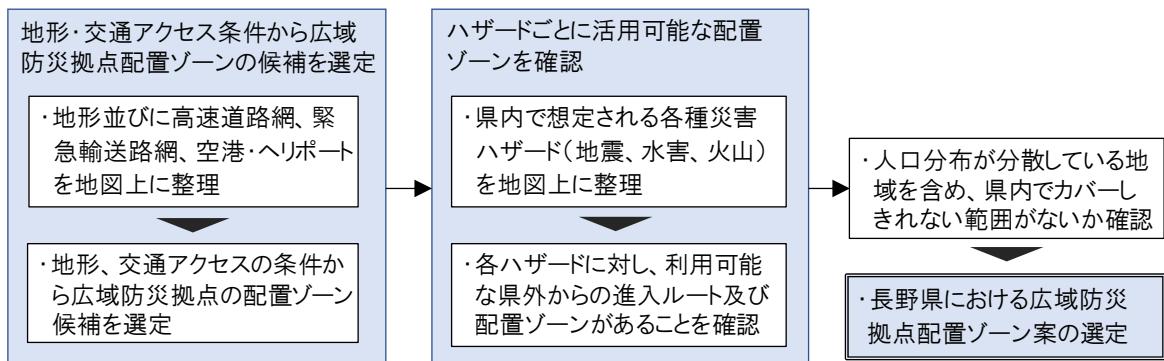


図 2-6 広域防災拠点の配置ゾーン検討フロー

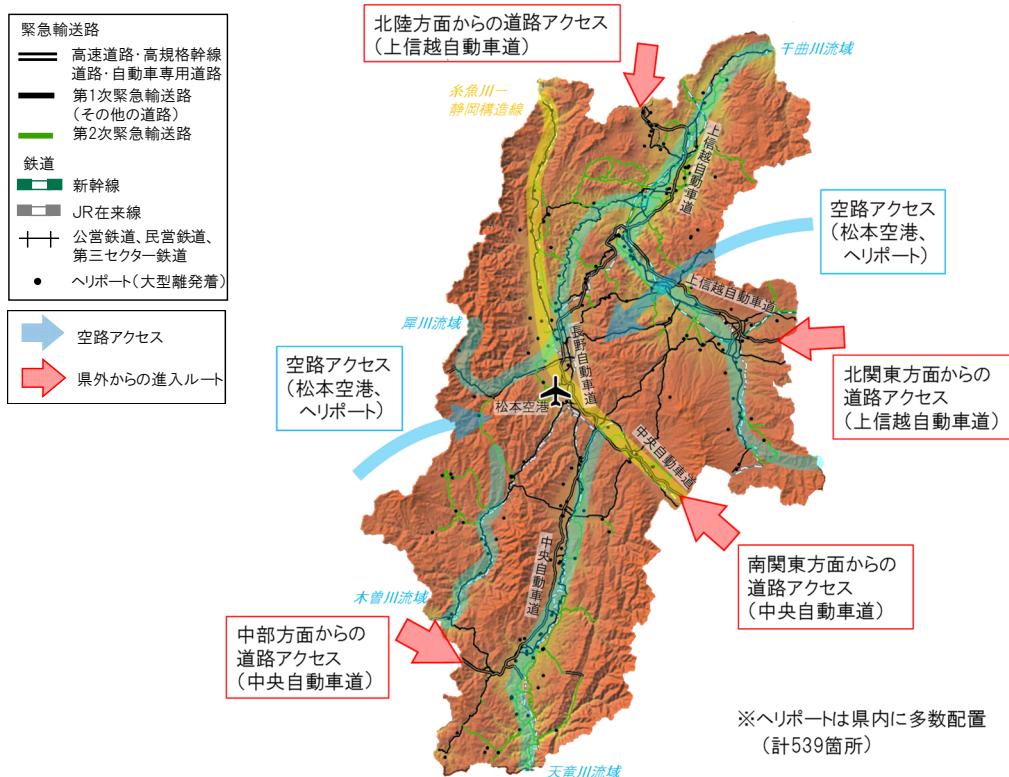
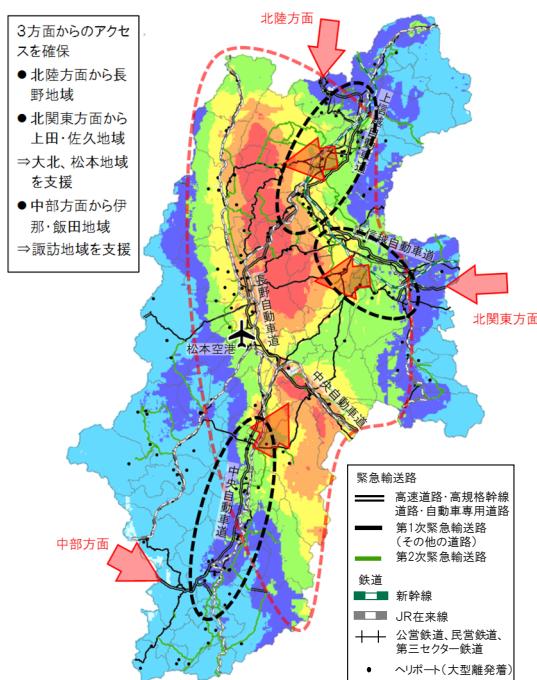


図 2-7 県内の主要な地形及び交通アクセス

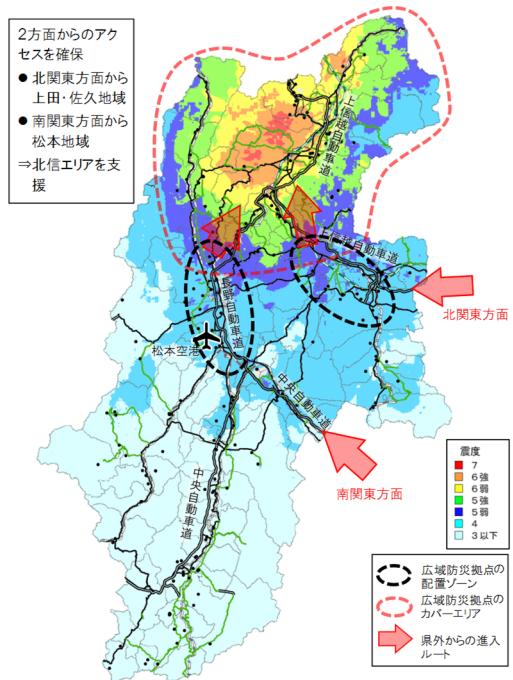
(2) 長野県における広域防災拠点の配置ゾーン

- 想定災害ごとに複数の広域防災拠点の配置ゾーンを検討し（図2-8）、各配置ゾーンから支援可能な範囲（カバーエリア）を設定した。これらのカバーエリアを重ね合わせることにより、県内にカバーしきれない地域がないことを確認した（図2-9）。

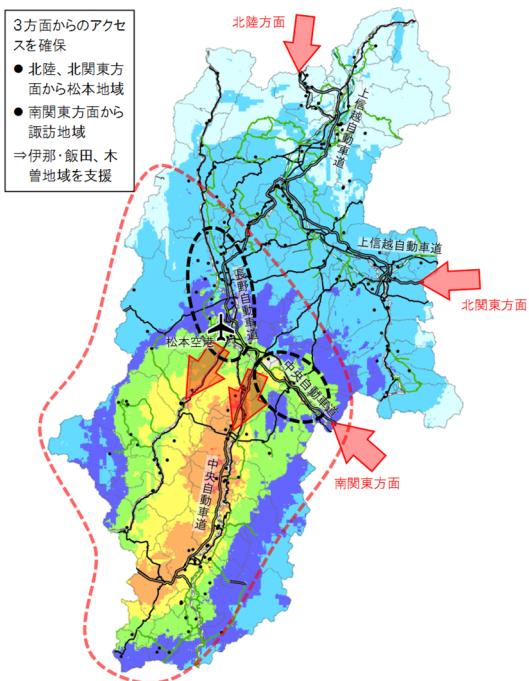
■糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震(全体)



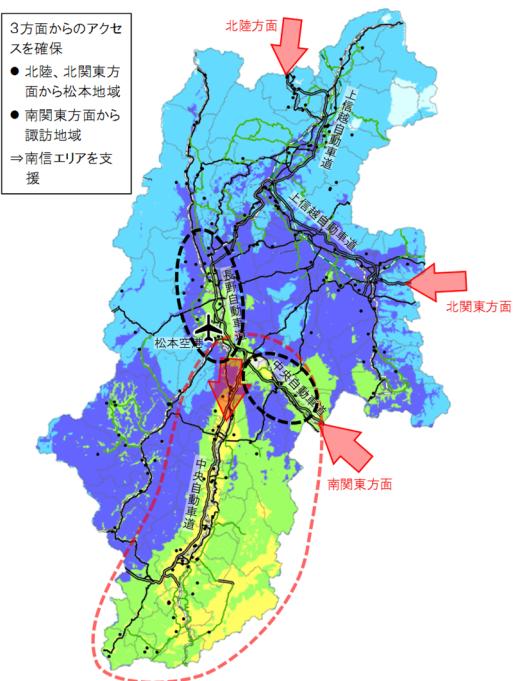
■長野盆地西縁断層帯の地震



■伊那谷断層帯（主部）の地震



■南海トラフの巨大地震（陸側ケース）

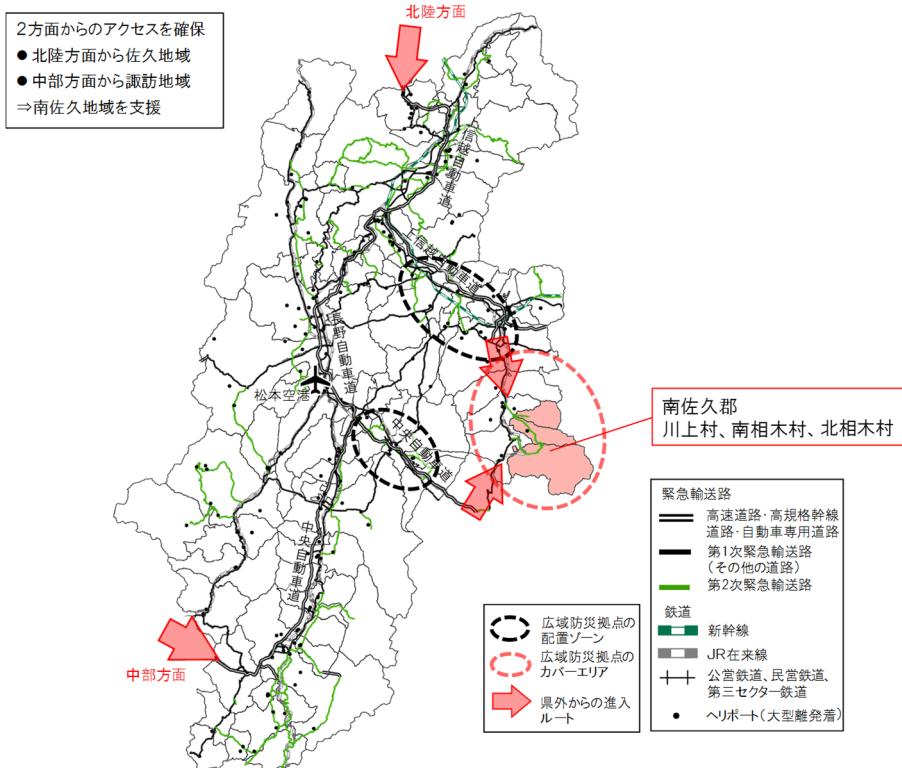


震度分布出典) 第3次長野県地震被害想定調査報告書 (平成27年3月)

図2-8(1) 想定災害ごとの広域防災拠点配置ゾーンの検討

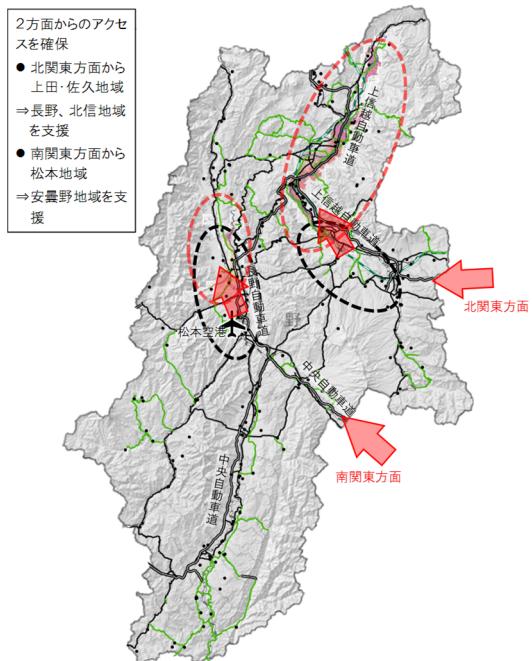
(第3次長野県地震被害想定調査による地震)

■首都直下地震緊急対策区域指定市町村

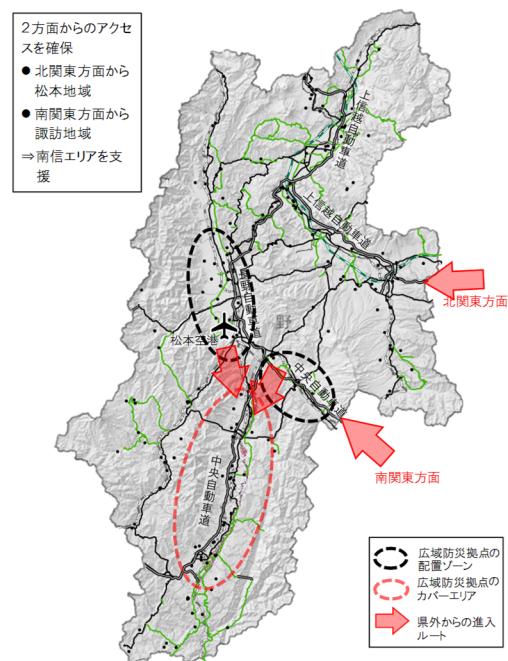


出典) 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域 (平成26年3月指定)

■千曲川・犀川浸水想定 (想定最大規模)



■天竜川浸水想定 (想定最大規模)



出典) 千曲川・犀川浸水想定区域図 (想定最大規模) (平成28年)

天竜川水系天竜川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (平成28年)

図2-8(2) 想定災害ごとの広域防災拠点配置ゾーンの検討

(首都直下地震、風水害)

■火山災害

- ①浅間山 大規模噴火(天明噴火と同規模)
 ②焼岳 マグマ噴火(噴火警戒レベル4・5)
 ③乗鞍岳 剣ヶ峰周辺を噴火口とした場合の噴火
 ④御嶽山 噴石、火碎流、火碎サージ、融雪型火山泥流予想図
 ⑤草津白根山 噴石、火山灰、土石流、泥流、火山ガスの危険区域
 ⑥新潟焼山 噴石、降灰、火碎流、融雪型火山泥流予想図

1方面からのアクセスを確保※
 ●北陸方面から長野地域
 ⇒新潟焼山、草津白根山への対応を支援

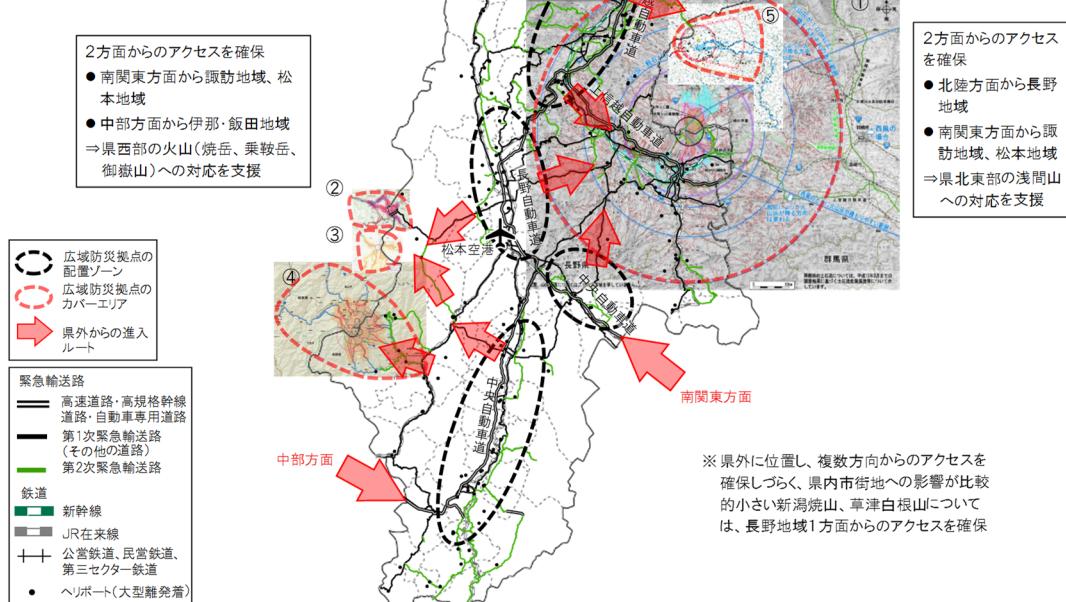


図 2-8 (3) 想定災害ごとの広域防災拠点配置ゾーンの検討
 (火山災害)

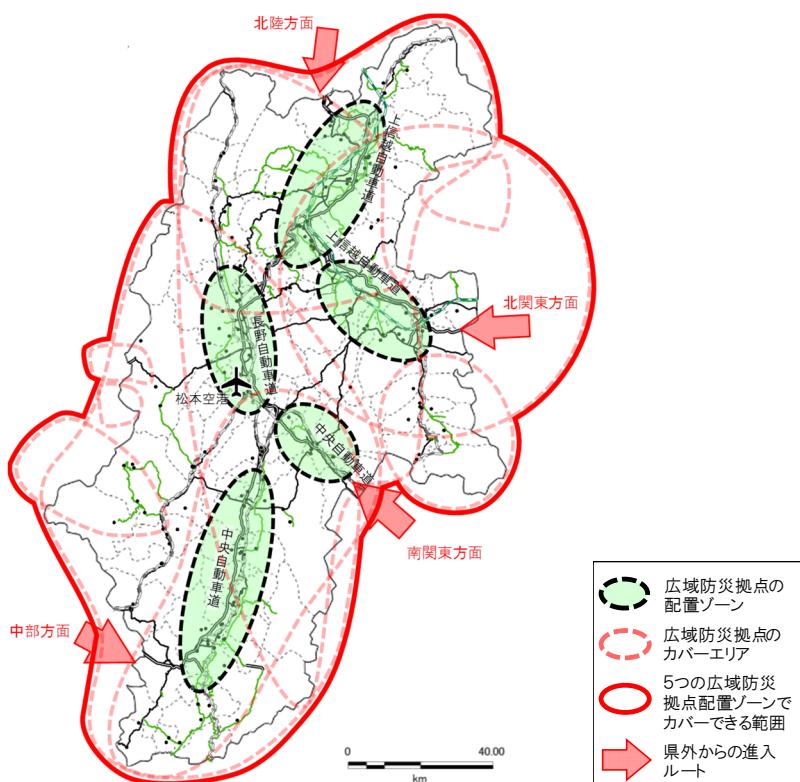


図 2-9 進入ルート及び広域防災拠点配置ゾーンの重ね合わせ

○ 常に複数の広域防災拠点を配置できるよう、以下の5つのゾーンを本県における広域防災拠点配置ゾーンとして選定した（図2-10）。

想定災害時の広域防災拠点の活用案を表2-2に示す。

- ①長野ゾーン
- ②松本ゾーン
- ③上田・佐久ゾーン
- ④諏訪ゾーン
- ⑤伊那・飯田ゾーン

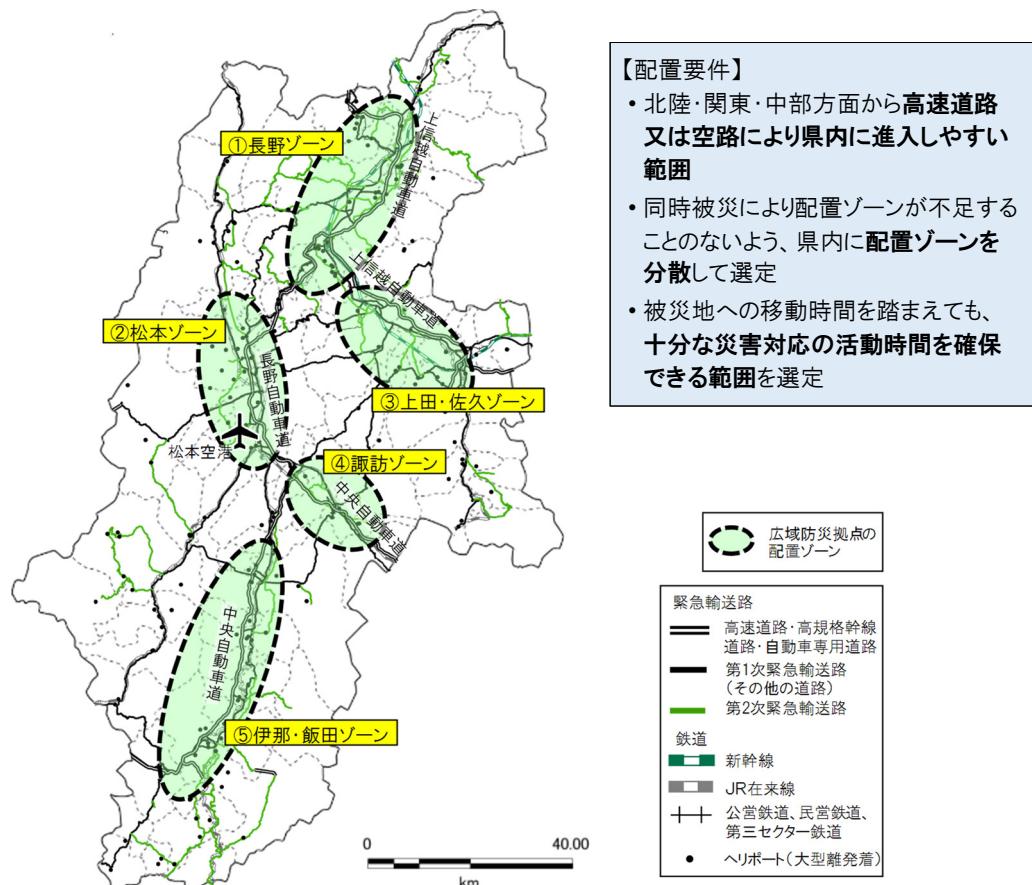


図2-10 長野県における広域防災拠点の配置ゾーン

表2-2 想定災害時の広域防災拠点の活用案

広域防災拠点の活用が見込まれる想定災害		長野県における広域防災拠点の活用(案)				
		①長野ゾーン	②松本ゾーン	③上田・佐久ゾーン	④諏訪ゾーン	⑤伊那・飯田ゾーン
地震	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震(全体)	○		○		○
	長野盆地西縁断層帯の地震		○	○		
	伊那谷断層帯(主部)の地震	○			○	
	南海トラフの巨大地震(陸側ケース)		○		○	
	首都直下地震				○	○
風水害(千曲川・犀川浸水想定、天竜川浸水想定)			千曲・天竜	千曲	天竜	
火山災害(浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、草津白根山、新潟焼山)		浅間・草津白根・新潟焼山	浅間・焼岳・乗鞍・御岳		浅間	焼岳・乗鞍・御岳

2. 4 広域防災拠点の整備方針

(1) 広域防災拠点整備の考え方

- 既往の広域防災拠点の整備事例を踏まえ、県内の想定災害や公的施設の立地等を踏まえてメリット・デメリットを整理し、本県で採用すべき広域防災拠点の位置づけの方式を検討した。

①上位拠点型

広域防災拠点の機能を分散して確保するため、既存施設を活用できる可能性が高いが、上位の広域防災拠点が被災した場合、代替拠点を確保できない。

②上位拠点バックアップ型

全ての想定災害において、同時被災しない配置ゾーンを選定するため、全ての機能が確保されるが、上位拠点の機能である空港機能を複数確保することは費用面から困難である。

③単独型

各地域防災拠点に、施設の新設が必要となることが想定され、整備費用がかかり、かつ広域防災拠点が被災した場合、代替拠点を確保できない。

④並列型

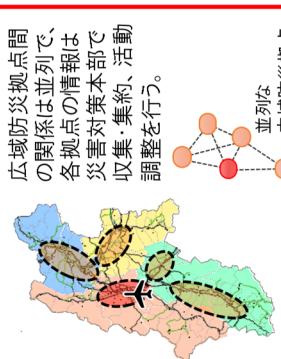
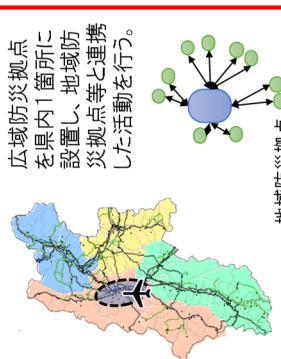
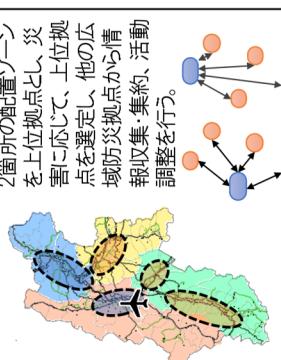
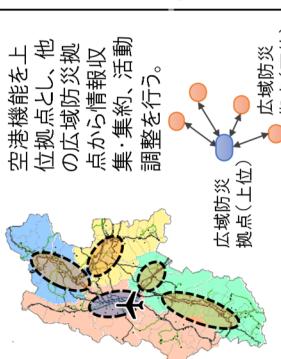
広域防災拠点の機能を分散して確保するため、既存施設を活用できる可能性が高く、かつ全ての想定災害において広域防災拠点の機能がすべて確保される（空港機能を除く）。

- 上記の検討結果を踏まえ、すべての想定災害において広域防災拠点の機能を確保可能な「④並列型」を採用することとした（表2-3）。

(2) 広域防災拠点施設の活用方針

- 複数の配置ゾーンの広域防災拠点を同時に活用する場合に、主な被災地域との距離及び位置関係、応援部隊等の進入方向及び交通アクセス、広域防災拠点のリソース等を踏まえ、発災時に災害対策本部が拠点利用の優先順位を決定する方法について今後検討する。
- 広域防災拠点については、各種災害における被災地域外への設置を想定するが、発災後に利用可能な被災地域内の広域防災拠点施設については、被災地域内の防災拠点として活用する可能性がある。

表 2-3 長野県における広域防災拠点の整備方針

位置づけのタイプ	①上位拠点型	②上位拠点ハックアップ型	③単独型	④並列型						
拠点配置イメージ	 <p>空港機能をもつ、他の広域防災拠点と連携する機能を有する。他の広域防災拠点から情報収集・活動調整を行なう。</p>	 <p>2箇所の配置ゾーンを上位拠点とし、他の広域防災拠点から情報収集・活動調整を行なう。</p>	 <p>地域防災拠点を上位に配置し、他の広域防災拠点から情報収集・活動調整を行なう。</p>	 <p>広域防災拠点を県内1箇所に設置し、地域防災拠点等と連携した活動を行う。</p>						
(参考)他県等の事例	<p>「岩手県広域防災拠点整備構想」 (平成25年2月)</p> <table border="1"> <tr> <td>想定災害を踏まえた拠点代替性</td><td>想定災害に対し、発災直後から機能を果たすことができる。</td></tr> <tr> <td>運営体制の確保</td><td>広域防災拠点の運営体制を確保やすい</td></tr> <tr> <td>コスト</td><td>施設の新設の必要性など</td></tr> </table>	想定災害を踏まえた拠点代替性	想定災害に対し、発災直後から機能を果たすことができる。	運営体制の確保	広域防災拠点の運営体制を確保やすい	コスト	施設の新設の必要性など	<p>△上位の広域防災拠点では、下位の広域防災拠点を含め一括して活動調整を行うため、別途体制を確保する必要がある。</p> <p>△上位の広域防災拠点では、下位の広域防災拠点を含め一括して活動調整を行なうため、別途体制を確保する必要がある。</p> <p>△上位の広域防災拠点との調整を行なうための情報共有手段、体制を整備する必要がある。</p>	<p>○全ての想定災害において、同時に被災しない配置ゾーンを選定するため、全ての機能が確保される。</p> <p>×広域防災拠点が県内1箇所のみであるため、被災した場合の代替拠点の確保が困難である。</p>	<p>○全ての想定災害において広域防災拠点の機能がすべて確保される(空港機能を除く)。</p> <p>○活動調整を実施するため、運営体制を確保しやすい。</p>
想定災害を踏まえた拠点代替性	想定災害に対し、発災直後から機能を果たすことができる。									
運営体制の確保	広域防災拠点の運営体制を確保やすい									
コスト	施設の新設の必要性など									
総合評価	<p>○広域防災拠点の機能を分散して確保するため、既存施設を活用できる可能性が高い。</p> <p>△施設整備には既存施設を活用できるものの、上位の広域防災拠点が被災した場合、代替拠点を確保できない。</p>	<p>×空港機能を確保する費用が多大となる。</p>	<p>×各地域防災拠点に、施設の新設が必要となることが想定され、整備費用がかかる。</p>	<p>○広域防災拠点の機能を分散して確保するため、既存施設を活用できる可能性が高い。</p> <p>○全ての想定災害に対し、広域防災拠点の機能を確保できる。</p>						
課題	<p>・全ての位置づけのタイプの検討において、松本空港が被災した場合、県外も含め、代替機能を確保する検討が必要。</p>									

(3) 広域防災拠点の機能

○ 既往の広域防災拠点整備計画等における広域防災拠点の機能を踏まえ、広域防災拠点の配置ゾーンと位置づけから、各広域防災拠点が保有すべき機能について検討した（表2-4）。その結果、空港機能については松本空港のある松本ゾーンのみに配置することとした。

1) 支援物資の中継・分配機能

国等から供給される物資を被災都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための機能

2) 広域応援部隊の一時集結・ベースキャンプ機能

各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援機能

3) 他の都道府県からの応援職員の一時集結拠点

他の都道府県からの応援職員の集結場所の提供や、情報提供等の派遣支援を行う機能

4) 災害医療支援機能

災害拠点病院での処置可能又は空床状況等の受入れ可能状況の分かる情報の把握、災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備の提供等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能

5) 物資等の備蓄機能

地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能

6) 連絡調整・情報提供機能

災害対策本部から広域応援部隊等への情報提供機能、災害対策本部への報告・連絡調整機能

7) ヘリポート機能

緊急輸送機能を確保するためのヘリコプターの離着陸場所、給油スペース及び駐機場、情報提供機能

8) 空港機能

物資輸送、航空搬送のための固定翼機の離発着機能、航空管制機能、航空機の給油・整備機能

○ 各配置ゾーンにおける拠点機能については、今後、既存施設の調査結果等を踏まえ、機能の実現に向けた施設の活用方法を精査・決定する。

表2-4 広域防災拠点の機能

	拠点機能	長野県における 広域防災拠点の 機能(案)	(参考)既往計画等における機能						南海トラフ地震具体 計画による各種拠点 との対応
			消防庁 ※1	中部圏 ※2	首都直下 ※3	岩手県 ※4	宮城県 ※5	千葉県 ※6	
1 救援物資の中継・分配機能	国等から供給される物資を被災都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための機能	○	○	△	○	○	○	○	・広域物資輸送拠点
2 広域応援部隊の一時集結・ベースキャンプ機能	各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援機能	○	○	◇	○	○	○	○	・進出拠点 ・救助活動拠点[県]
3 他の都道府県からの応援職員の一時集結拠点	他の都道府県等からの応援職員の集結、派遣の拠点	○	□						・進出拠点
4 災害医療支援機能	災害拠点病院での処置可能又は空床状況等の受入れ可能な状況の分かる情報の把握、災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びリポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能	○	○	○	▽	○	○	○	・航空搬送拠点
5 物資等の備蓄機能	地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能	○	○	○		○	○	○	・広域物資輸送拠点
6 連絡調整・情報提供機能	・災害対策本部から広域応援部隊等への報告・連絡調整機能、災害対策本部への報告・連絡調整機能	○	○	○	○	○	○	○	・航空搬送拠点 ・救助活動拠点[県] ・広域物資輸送拠点
7 ヘリポート機能	緊急輸送機能を確保するためのヘリコプターの離着陸場所、給油スペース及び駐機場、情報提供機能	○	○	○	▽	○	○	○	・航空搬送拠点 ・救助活動拠点[県] ・広域物資輸送拠点
8 空港機能	物資輸送、航空搬送のための固定翼機の離発着機能、航空管制機能、航空機の給油、整備機能	○ (松本ソーン のみ)			▽				・航空搬送拠点 ・救助活動拠点[県] ・広域物資輸送拠点

※1 広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方にに関する調査検討会報告書(総務省消防庁、平成15年3月)
 □:国内外からのNPO・ボランティア等の一時集結機能及び集結した後に派遣先を調整・決定・連絡等を行う機能
 △:広域物資輸送拠点の機能
 ×:救助活動拠点の機能
 ※3 首都直下地盤における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会、平成28年3月29日)
 ※4 岩手県広域防災拠点整備構想(平成25年2月)
 ※5 宮城県広域防災拠点基本構想・計画(平成26年2月)
 ※6 千葉県防災支援ネットワーク基本計画(平成26年2月)

2.5 広域防災拠点の候補施設の選定

平成30年度に選定する広域防災拠点施設について、県各部局及び県内市町村を対象に、以下の条件に基づく候補施設に係る調査を実施し、広域防災拠点の配置ゾーンごとに候補施設を整理した（巻末資料3）。

【対象とする施設の目安】

以下に示すどちらかの選定条件に該当する県管理施設又は市町村施設を調査対象とする（ただし、保育施設、学校施設等の施設は除外する）。

- (1) 敷地面積が概ね10ha以上の公園、空地等（屋外における広域応援部隊の一時集結、ベースキャンプを想定）
- (2) 概ね1,000m²以上のスペースを確保できる建物（支援物資の受入れ、配分等を行うスペースを想定）

【調査事項】

- (1) 耐震性（完成年月、耐震補強工事の有無）
 - (2) 他の防災拠点指定の有無（指定の有無/指定機関/活用用途）
 - (3) 駐車場
 - (4) 屋外スペース（面積）
 - ※自衛隊等の広域応援部隊の一時集結、ベースキャンプに利用
 - (5) 屋内スペース（面積）
 - ※会議室、休憩室として利用
 - (6) 医療活動スペースとして利用可能な空間のある建物（面積）
 - ※大型車を収容している車庫等
 - (7) 支援物資受入れスペースとして利用可能な空間のある建物
 - （面積、大型トラック進入可／不可、フォークリフト利用可／不可）
 - (8) 通信設備（使用可能機器、回線種別）
 - (9) 発動発電機・備蓄燃料（台数、発災後稼動可能な時間）
 - (10) 上水道（屋外利用可／屋内利用可）
 - (11) トイレ（基數）
- （参考情報としてヘリポート、駐機スペース（中型ヘリ以上が離着陸可））

このほか、民間企業が保有する倉庫等の物流拠点の活用についても検討する。

第3章 機能別活動計画の基本方針

3. 1 基本方針

(1) 機能別活動計画の目的

- 機能別活動計画は、大規模災害時における県外からの支援が必要な機能（業務項目）を具体化し、対応の流れ及び調整窓口を明確化することにより、県及び市町村に対する人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的とする。

(2) 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲

- 長野県広域受援計画が対象とする「受援」の範囲は、下記のとおりとする（図3-1）。また、被災市町村は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）。

- ① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

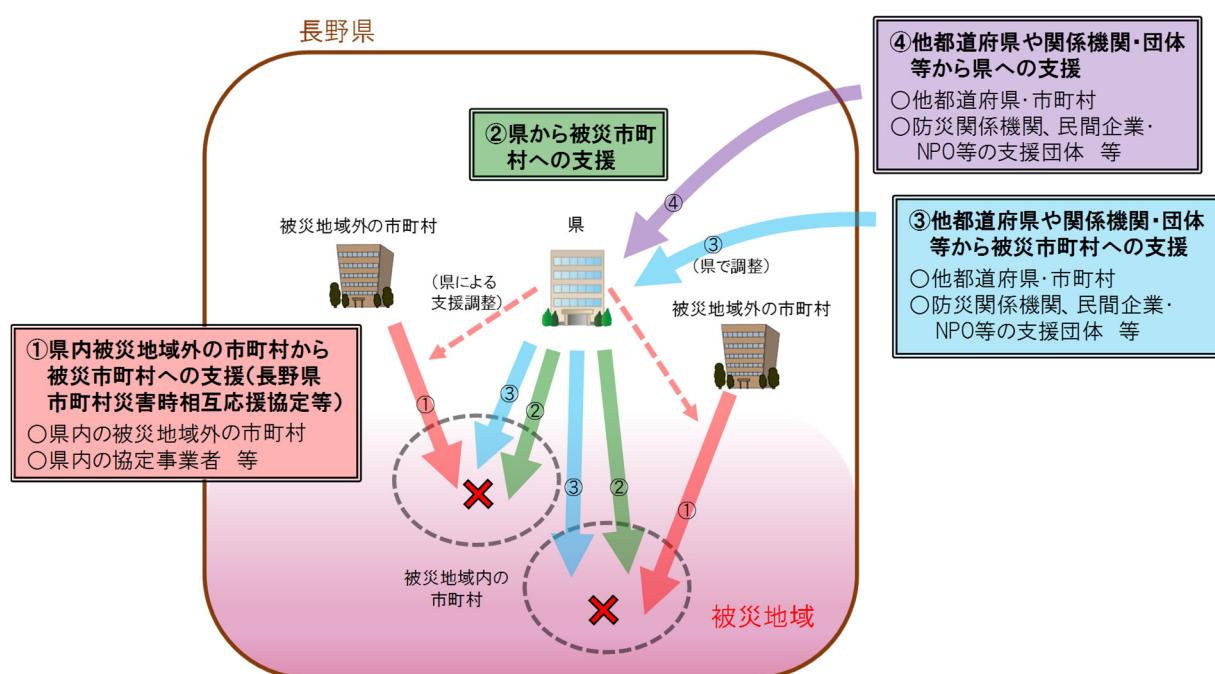


図 3-1 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲イメージ

(3) 受援業務項目の抽出及び機能別活動計画の構成

受援業務項目の抽出及び機能別活動計画の構成の検討については、図3-2のフローに従い実施した。

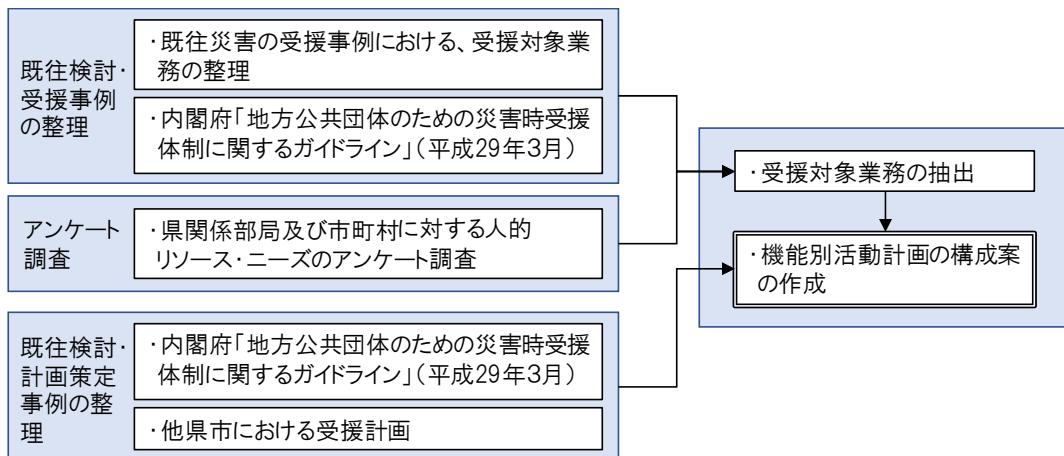


図 3-2 受援業務項目の抽出及び機能別活動計画の構成の検討フロー

- 近年の大規模災害時における受援事例や、検討委員会及び専門部会の意見、内閣府ガイドライン並びに県関係部局及び市町村に対する人的リソース・ニーズのアンケート調査結果を踏まえ、受援対象業務を抽出した。
- 受援対象業務として、内閣府ガイドラインに示されている「活発な応援が実施されている業務」※のほか、山岳県における初動時に重要となる「航空医療搬送」や、既往災害においても課題となつた「遺体の対応」及び「緊急車両・優先給油施設への燃料供給」を抽出した（表3-1）。
- 抽出された受援対象業務に基づき、内閣府ガイドライン及び他県市の受援計画の策定事例を参考とし、本県における機能別活動計画の構成を作成した（表3-2）。
- 機能別活動計画には、災害時の機能ごとに以下をとりまとめた。
 - ① 基本方針
 - ② 関係機関の事務分掌を時系列的に整理した業務の流れ
 - ③ 県各部局の対応フロー、関係機関連絡先、関連計画等をとりまとめたカルテ

※ 内閣府ガイドラインに示されている「活発な応援が実施されている業務」

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○救助・救急活動 | ○避難所等、被災者の生活対策 |
| ○特別な配慮が必要な人への対策 | ○物資等の輸送、供給対策 |
| ○ボランティアとの連携・協働 | ○公共インフラ被害の応急措置等 |
| ○建物、宅地等の応急危険度判定 | ○被害認定調査、罹災証明の交付等 |
| ○生活再建支援 | ○災害廃棄物処理 |

このうち、「生活再建支援」については、「3.(1) 行政職員支援」の枠組みで実施。

表 3-1 長野県機能別活動計画の構成及び想定災害別の受援対象業務の整理

受援対象業務 (全体)	地震						風水害	火山災害
	糸魚川－静岡 構造線断層帯	長野盆地西縁 断層帯	伊那谷(主部) 断層帯	(陸側)伊那谷断層 カース	巨大地震	南海トラフの 直下地震		
1. 救助・消防・救命活動								
(1)救助・消防・救命活動	○	○	○	○		○	○	
(2)航空医療搬送	○	○	○	○	○	○	○	
2. 緊急輸送ルートの確保に係る活動方針								
(1)緊急輸送ルートの確保	○	○	○	○		○	○	
3. 人的支援(応援職員の受け入れ)に係る活動方針								
(1)行政職員支援	○	○	○	○		○	○	
(2)建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	○	○	○	○				
(3)避難所運営支援	○	○	○	○		○	○	
(4)住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	○	○	○	○		○	○	
(5)ボランティア・NPO等の活動調整	○	○	○	○	○	○	○	
(6)遺体の対応	○	○	○	○		○	○	
(7)災害廃棄物等の処理	○	○	○			○	○	
(8)その他技術・専門職員支援	○	○	○	○	○	○	○	
4. 物的支援に係る活動方針								
(1)物資の確保	○	○	○			○	○	
(2)物資流通	○	○	○	○		○	○	
5. 医療・保健・福祉活動に係る活動方針								
(1)救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	○	○	○	○		○	○	
(2)要配慮者対応支援	○	○	○	○		○	○	
6. 燃料調達に係る活動方針								
(1)緊急車両・優先給油施設への燃料供給	○	○	○			○	○	

表 3-2 長野県機能別活動計画の構成と既往計画における受援業務項目との対応

長野県機能別活動計画の構成 「3. 機能別活動計画」※1		専門部会	内閣府※2 ガイドライン	岩手県※3	秋田県※4	千葉県※5	千葉市※6	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」との対応
3. 2 救助・消防・救命活動に係る活動方針	(1)救助・消防・救命活動	救助	◎			○		第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画 第4章 医療活動に係る計画
	(2)航空医療搬送	救助				○		
3. 3 緊急輸送ルートの確保に係る活動方針	(1)緊急輸送ルートの確保	物的	◎				○	第2章 緊急輸送ルート計画
3. 4 人的支援(応援職員等の受け入れ)に係る活動方針	(1)行政職員支援	人的	△ (災対本部の運営)	○	○		○	
	(2)建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	人的	◎	○			○	
	(3)避難所運営支援	人的	◎	○	○		○	
	(4)住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	人的	◎				○	
	(5)ボランティア・NPO等の活動調整	人的	◎		○	○	○	
	(6)遺体の対応	人的		○			○	
	(7)災害廃棄物等の処理	人的	◎		○		○	
	(8)その他技術・専門職員支援	人的			○			
3. 5 物的支援に係る活動方針	(1)物資の確保	物的	◎	○	○	○	○	第5章 物資調達に係る計画
	(2)物資流通	物的	◎	○		○	○	
3. 6 医療・保健・福祉活動に係る活動方針	(1)救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	救助 人的	◎	○	○	○	○	第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画
	(2)要配慮者対応支援	人的		○	○		○	
3. 7 燃料調達に係る活動方針	(1)緊急車両・優先給油施設への燃料供給	物的					○	第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に係る計画
3. 8 その他	・海外からの人的・物的等支援の受け入れ			○	○		○	

※ 1 「長野県広域受援計画基本構想」の目次に対応

※ 2 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（H29.3、内閣府）

◎：現在「活発な応援が実施されている業務」

△：現在は応援・受援が積極的には行われていないが、今後「積極的な応援受援の可能性がある業務」

※ 3 「岩手県災害時受援応援計画」（H27.3）

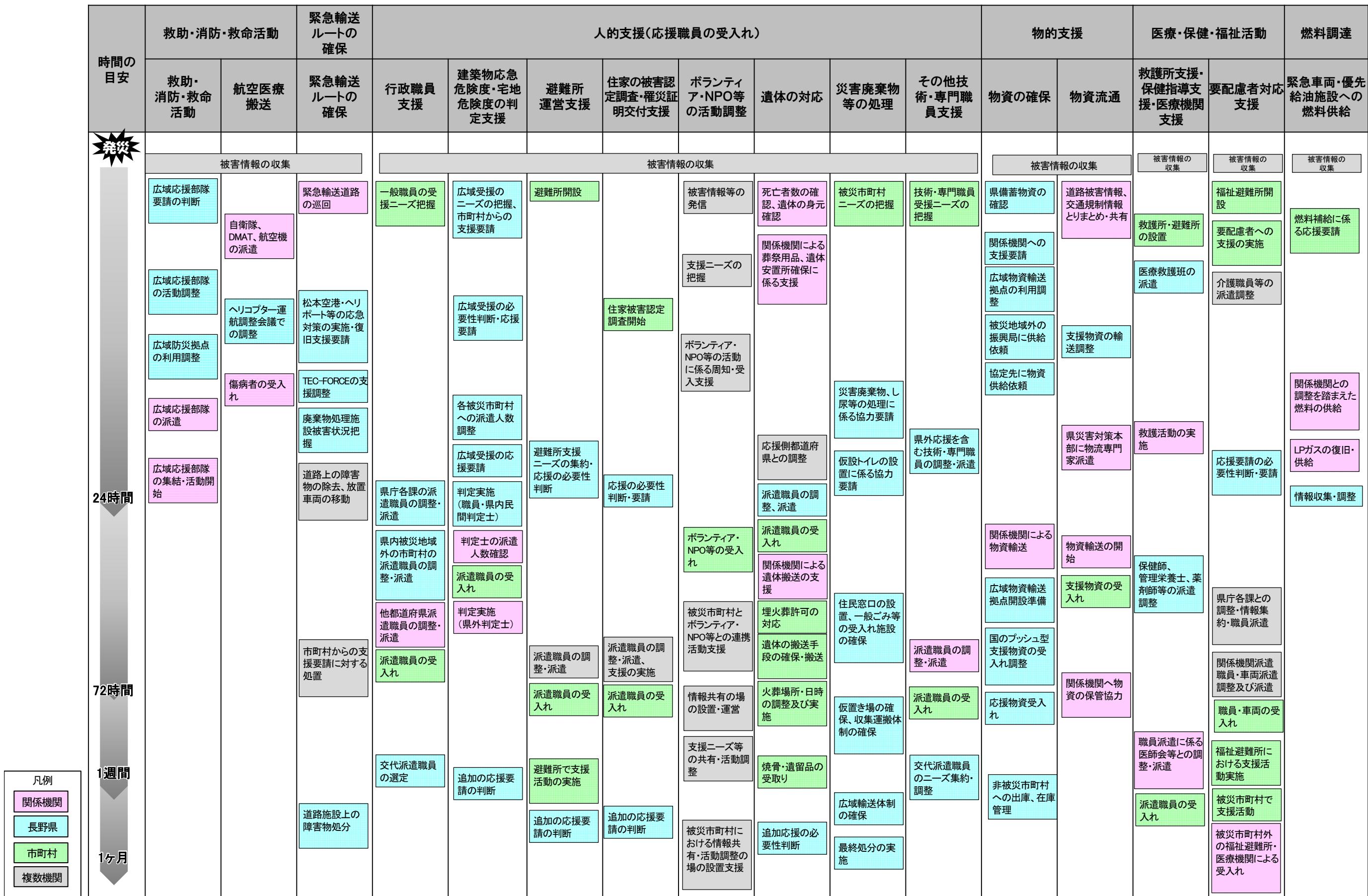
※ 4 「秋田県災害時広域受援マニュアル」（H29.4）

※ 5 「千葉県大規模災害時における応援受入計画」（H28.3）

※ 6 「千葉市災害時受援計画」（H28.3）

（4）受援対象業務全体の流れ

大規模災害の発災後における、全受援対象業務の流れを図 3-3 に整理する。



※業務開始時期の順序の目安を示している。

図 3-3 全受援対象業務の流れ

(5) 受援に伴う費用負担及び事故時の責任

1) 費用負担の考え方

- 協定に基づく応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側（被災地方公共団体）が負担することとする。詳細については、当該協定等に定めるとおりとする。
- 協定に基づかない応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側が負担することとする。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。
- 協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等に対し、原則として応援に要する費用の負担を依頼する。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

2) 事故時の責任の考え方

- 応援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における補償等に要する費用や、業務上第三者に損害を与えた場合などの費用負担については、あらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

<参考>

- 災害救助法が適用された場合に、支払対象となる主な業務を表3-3に示す。
なお、知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用については、災害救助法が適用された場合、県が支弁する。

表3-3 主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条1項第一号）。

出典）地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成29年3月）

3. 2 救助・消防・救命活動に係る活動方針

(1) 救助・消防・救命活動

1) 目標

- 県は、人命救助を最優先事項とし、自衛隊、消防、警察、DMAT⁶、TEC-FORCE 等の関係機関による応援を円滑に受け入れ、被災地域における救助・消防・救命活動を支援する。

2) 課題

- 広域防災拠点に集結した広域応援部隊等が、被害情報や道路情報を収集できるよう、広域防災拠点に情報共有・提供機能を整備する必要がある。
- 進出拠点や宿営地等の確保について、関係機関間で同じ施設を指定する可能性があるため、調整が必要である。

3) 基本方針

- 県は、人的被害、建物被害、火災の発生状況、道路状況等の被害情報を収集、政府現地対策本部をはじめとする関係機関と共有し、発災 72 時間後までを目処とした救助・消防・救命活動、緊急輸送ルートの確保の実施を関係機関に要請する。
- 広域応援部隊は、必要に応じて広域防災拠点に一時集結し、被害情報や道路情報を共有した上で、災害対策本部で決定された対処方針に従い、災害現場での救助・消防・救命活動を実施する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、救助・消防・救命活動に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに知事に対して応援要請を行う。

(事前対策)

- 県は、広域防災拠点において、被害情報や道路情報等を関係機関と共有するため、災害対策本部との情報伝達手段や、関係機関への情報提供手段を整備する。
- 県は、広域応援部隊の進出拠点や宿営地の競合を防ぐため、関係機関が予定している進出拠点等を把握した上で、想定災害に対する広域防災拠点の利用区分（利用主体ごとの割り当て）を検討するとともに、発災時には、災害状況に応じて柔軟に利用区分を設定する。

4) 活動に係る実施事項

- 県各地方部は、被災市町村における被害情報を把握し、県災害対策本部に報告する。

⁶ DMAT (Disaster Medical Assistance Team) : 大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るために、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

- 県各地方部は、市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾン⁷を派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、広域応援部隊の要請を判断し、派遣された広域応援部隊（自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE）の活動調整を行う。
- 県災害対策本部は、被災地域外に広域防災拠点を設置し、利用区分を関係機関に伝達する。
- 県災害対策本部は、拠点の利用区分等について、各広域応援部隊と調整を行う。
- 県関係課及び関係機関は、通行規制情報など道路情報を収集し、災害対策本部に報告する。
- 災害対策本部は、集約した道路情報等を関係機関と共有する。
- 市町村は、必要と判断した場合は、直ちに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：消防課、交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室、
健康福祉政策課、医療推進課、道路管理課、道路建設課、
都市・まちづくり課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集・関係機関・政府現地対策本部との共有	・被害情報の収集・報告	・被害情報の収集・報告	・被害情報の収集・報告
・広域応援部隊（自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE）の派遣	・広域応援部隊要請の判断 ・自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、DMAT等の活動調整		・被災市町村の被害状況の把握	・緊急消防援助隊の応援要請
・TEC-FORCEによる道路啓開支援	・広域防災拠点の設置・利用調整			
部隊の撤収				

図 3-4 救助・消防・救命活動の流れ

⁷ リエゾン：災害が発生又は発生するおそれのある場合に、支援組織から被災市町村等に派遣され、情報収集や現地ニーズの把握を行う職員。

(2) 航空医療搬送

1) 目標

- 県は、国、他都道府県、自衛隊、消防、警察、医療機関等の関係機関に対して応援要請を行うとともにヘリコプター運航調整会議を開催し、円滑な航空医療搬送を実施する。

2) 課題

- 患者搬送は、患者の状態を考慮した上で、迅速かつ効率的に行う必要がある。
- 複数の航空搬送拠点と SCU の設置場所を確保する必要がある。
- 搬送手段は、可能な範囲内で最大限活用する必要がある。

3) 基本方針

- 県は、航空搬送拠点を速やかに確保し、SCU を設置するとともに、医療搬送に使用する航空機を確保し、その運航調整を行う（国が調整するものを除く。）。
- 県は、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう搬送先を検討する。
- 関係機関は、県の要請に応じ、DMAT その他の人員及び航空機を派遣し、医療搬送を行うとともに、被災地域外では、被災地域からの患者の受入体制を確保する。

(事前対策)

- 県は、SCU 設置場所の検討と SCU 用資器材の整備を行う。
- 災害時に使用するヘリコプター離発着場を確保する。

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、収集した被害情報に基づき、関係機関の応援が必要と認めるときは、人員及び航空機の派遣を関係機関に要請する。
- 県災害対策本部は、ヘリコプターの安全な運航を確保するため、関係機関とヘリコプター運航調整会議を開催し、ヘリコプターの運航調整を行う。
- 県関係課は、航空搬送拠点の被災状況の確認を行う。
- 県関係課は、SCU を設置する。
- 県関係課は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）⁸の運用を開始する。
- 県関係課は、被災地域外の医療機関での患者の受入要請を行う。
- 県関係課は、関係機関とともに患者の搬送調整を行う。
- 市町村は、医療救護所を設置する。

⁸ EMIS (Emergency Medical Information System) : 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とした、広域災害・救急医療情報システム。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：消防課、交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室、
医療推進課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
発災	・被害情報の収集 ・災害派遣 ・DMAT 派遣 ・航空機の派遣 ・被災地域外の医療機関での傷病者の受入れ	・被害情報の収集 ・関係機関への応援要請	・被害情報の収集 ・航空搬送拠点の被災状況の把握 ・SCUの設置 ・EMIS運用開始	・被害情報の収集 ・EMIS運用開始
	・ヘリコプター運航調整会議での調整 ・災害派遣 ・DMAT 派遣 ・被災地域外の医療機関での傷病者の受入れ	・ヘリコプター運航調整会議での調整	・ヘリコプター運航調整会議での調整 ・傷病者の搬送調整	・医療救護所の設置
	・部隊の撤収			

図 3-5 航空医療搬送に係る支援の受け入れの流れ

3. 3 緊急輸送ルートの確保に係る活動方針

(1) 緊急輸送ルートの確保

1) 目標

- 県は、国土交通省 TEC-FORCE による技術的支援を受け入れ、管理施設の被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、緊急排水、土砂災害危険箇所などの二次災害の防止等の対応を円滑に実施する。
- 県は、松本空港の復旧を自ら実施する。
- 県は、ヘリポートについて市町村等による復旧を支援する。

2) 課題

- 災害対応の要である道路アクセスを確保するため、発災後直ちに道路被害を把握し、必要に応じて道路啓開を実施する必要がある。
- 土砂災害の多発が想定される地域では、発災 3 日間での道路啓開は困難と想定される。
- 災害救助法の適用にあたり、県及び市町村管理施設の被害状況調査を迅速かつ正確に把握する必要がある。

3) 基本方針

- 県は、人的被害、建物被害、火災の発生状況、道路状況等の被害情報を収集、政府現地対策本部をはじめとする関係機関と共有し、発災 72 時間までの人命救助を最優先に、その後、孤立地域の解消や、都市部への支援物資の輸送等を優先した道路啓開支援を関係機関に要請する。
- 関係機関は、緊急輸送道路上の障害物の除去、放置車両の移動について、県及び市町村等に対する応援を実施する。
- 地方整備局は、県及び市町村の要請を受けて TEC-FORCE を派遣し、被害状況調査、道路啓開等に係る技術的支援を実施する。
- 市町村は、管理道路上の放置車両等の障害物の移動を行い、緊急通行車両の通行ルートを確保する。対応力を超える障害物が発生した場合は、知事等への応援要請を行う。

4) 活動に係る実施事項

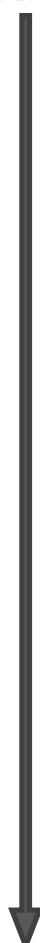
- 県災害対策本部は、被災市町村からの道路啓開に関する応援要請をとりまとめ、総合調整を行う。
- 県関係課は、県管理道路の啓開及び災害対策基本法に基づく放置車両の移動等を実施する。
- 県関係課は、協定に基づく県建設業協会、県レッカー協会への応援要請や、地方整備局に対する TEC-FORCE の派遣要請及び災害対策用車両等の支援要請を行う。
- 県関係課は、各地方整備局から市町村に派遣されるリエゾンの派遣調整を行う。

- 県関係課は、市町村に対し、緊急通行車両の通行ルート確保について指示する。
- 県関係課は、緊急輸送路として確保すべき道路上の障害物除去の実施について、市町村を支援する。
- 県関係課は、除去された道路施設上の障害物に係る処分を実施する。
- 市町村は、市町村管理道路上の放置車両等の障害物の移動を実施する。必要に応じて、知事等に対し応援要請を行う。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室、建設政策課
技術管理室、道路管理課、農地整備課、信州の木活用課、
資源循環推進課 など



関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集 ・緊急輸送路の通行止め ・緊急輸送路の巡回	・被 滅 情 報 の 収 集 ・政府現地対策本部との共有	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集
・レッカー車、クレーン車の出動要請 ・TEC-FORCE の派遣 ・緊急輸送道路上の障害物の除去 ・放置車両等の移動		・被災市町村へのリエゾン派遣調整、TEC-FORCE の支援調整、災害対策用車両等の支援申請等 ・協定に基づく関係団体への応援要請 ・県管理道路上の放置車両等の移動等 ・緊急通行車両の通行ルート確保に係る市町村への指示	・被災市町村の被害状況の把握 ・協定に基づく関係団体との協働 ・市町村管理道路上の放置車両等の移動等	
・市町村等からの応援、協力要請に対する措置	・市町村からの応援要請に係る総合調整	・緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物除去に係る市町村支援		・市町村管理道路上の放置車両等の移動等に係る知事等への応援要請
・TEC-FORCE の撤収		・道路施設上の障害物に係る処分		・関係機関からの応援、協力要請に対する措置

図 3-6 緊急輸送ルートの確保の流れ

3. 4 人的支援（応援職員等の受入れ）に係る活動方針

（1）行政職員支援

1) 目標

- 県は、庁内の一般行政職員に係る受援ニーズを把握し、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、応援職員の受入れにより円滑な災害対応を実施する。
- 県は、県全域の被害状況及び県職員の被災状況を踏まえて、県庁一般職員の派遣を行うとともに、県庁職員のみで不足する場合は、非被災都道府県等の関係機関に対して行政職員の派遣を要請し、被災市町村の対応を支援する。

2) 課題

- 大規模災害時には、複数の市町村が同時に被災し、派遣職員の規模が大きくなるため、他都道府県からの派遣職員を含めた応援調整が必要である。
- 小規模な市町村では、災害対応の際は職員が圧倒的に不足するため、被災市町村の職員が実施すべき必須業務を抽出し、役割分担を検討しておく必要がある。
- カウンターパート方式⁹による非被災都道府県の被災市町村の支援についても枠組みを検討する必要がある。

3) 基本方針

- 県は、災害対策本部の運営等を支援する専門家の支援を受け入れる。
- 県は、被災市町村における一般職員の受援ニーズを収集把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、県からの派遣職員を決定し、派遣先市町村に伝達する。
- 県は、県の支援だけでは被災市町村への応援職員が不足する場合、他県・市町村からの応援職員の受け入れを行うとともに、その被災市町村派遣等の調整を行う。
- 県は、各被災市町村の被害の種類・規模と、支援都道府県の能力を踏まえて、支援都道府県を被災市町村に割り当てる。
- 関係機関は、応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

⁹ カウンターパート方式：被災地方公共団体に特定の応援地方公共団体を割り当てることにより、責任を持って継続的に応援する方式

4) 活動に係る実施事項

- 県及び市町村は、災害対策本部等における指揮統制の補佐や、災害マネジメントを支援可能な専門家の支援を受け入れる。
- 県の各地方部は、被災市町村における窓口業務等の支援にあたる一般職員の受援ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における一般職員の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、各課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係課は、派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

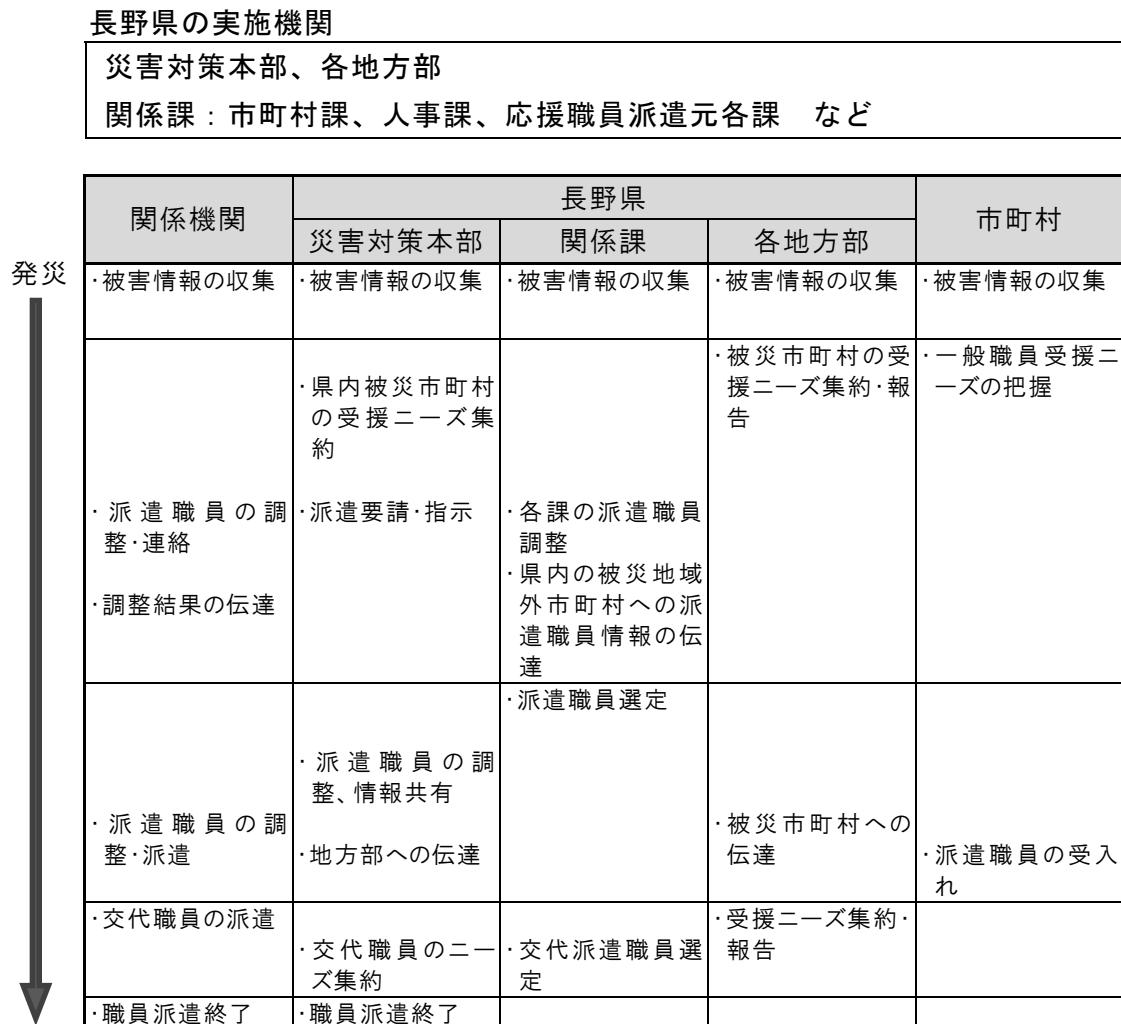


図 3-7 行政職員支援の流れ

(2) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援

1) 目標

- 被災市町村にて行う建築物応急危険度判定、宅地危険度判定に必要な判定士の確保のため、県は、県庁内関係課や県内の被災地域外の市町村、及び他都道府県への要請手続き、判定士の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 課題

- 大規模災害時には多くの被害が想定されており、建築物応急危険度判定、宅地危険度判定実施にあたり、多くの判定士確保が必要となる。
- 二次被害防止に向けて、早期に建築物応急危険度判定、宅地危険度判定を行う判定士を確保する必要がある。
- 行政ならびに民間人も含め被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を養成する必要がある。
- 判定活動を指揮する判定コーディネーターを養成する必要がある。
- 民間人も含め、県外からの支援を受け入れる体制を構築する必要がある。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況を収集・把握し、県全域の被害状況や被災市町村からの派遣支援要請等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における被害状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における被害状況を集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。
- 県関係課は、県庁職員だけでは職員が不足する場合、県内市町村、県内関係団体、関係機関（被災建築物応急危険度判定協議会、被災宅地危険度判定連絡協議会、国土交通省（住宅局、都市局））に対して応援職員やTEC-FORCEの派遣を要請する。
- 県関係課及び関係機関は派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項について各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：建築住宅課、都市・まちづくり課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
				・被害情報の収集
	・広域支援の必要性判断	・関係機関への応援要請	・被災市町村の被害状況集約・報告	・被害状況報告 ・支援本部に派遣支援要請
・職員の派遣調整・派遣		・各地方部への派遣人数判断	・各被災市町村への派遣人数調整 ・派遣職員の受け入れ	・派遣職員の受け入れ ・危険度判定実施
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定		
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-8 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援の流れ

(3) 避難所運営支援

1) 目標

- 被災市町村にて行う避難所運営に必要な一般職員の確保のため、県は、県庁内関係課や県内非被災市町村、県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 課題

- 大規模災害時には多くの避難者が発生し、被災直後より避難所開設・運営等において、人手が必要となる。
- 避難所においては、避難者の適切なニーズ把握や避難者の健康管理・心のケア、介護サービスの調整、支援物資の受入れ・管理、生活環境衛生の確保等への支援が必要となる。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村における避難状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況、避難施設の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
 - 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
 - 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。県は、応援職員の派遣期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。
 - 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- (事前対策)
- 県は、市町村と連携し、地域住民による避難所の運営体制の構築や、避難所開設期間の長期化防止等、避難所運営に係る検討を推進する。

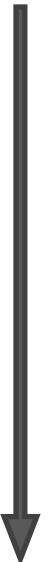
4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における避難状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における避難状況を集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関（応援側の都道府県（知事会等））に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係各課は、派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を、各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：山岳高原観光課、食品・生活衛生課、教育政策課、
高校教育課、特別支援教育課 など



関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集
	・避難所支援ニーズの集約・応援の必要性判断 ・応援要請		・被災市町村の状況集約・報告	・被害状況の把握 ・職員配備（避難所の開設・受入れ） ・振興局への避難状況報告
・派遣職員の調整・派遣		・派遣職員の調整・派遣		・派遣職員の受け入れ ・避難所で支援活動
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定		
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-9 避難所運営支援の流れ

(4) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援

1) 目標

- 被災市町村にて行う住家の被害認定調査や罹災証明交付に必要な職員の確保のため、県は、県庁内関係課や県内非被災市町村、県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 課題

- 大規模災害時には多くの建物被害が想定されており、住民の罹災証明発行に早期に着手するため、迅速な住家被害認定調査を行う必要がある。
- 罹災証明発行時には、膨大な数の申請者が訪れることが想定され、一定数の窓口、職員確保が必要となる。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、住家の被害認定に係る判定基準について、各被災市町村に対し方針を示す。
- 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。県は、被災市町村が作成する住家被害認定調査に係る計画に基づき、支援することとし、必要に応じて、追加の応援等の判断を行う。罹災証明発行の支援等含めて、被災市町村より支援の必要がない旨確認した場合、応援を終了とする。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における被害状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における被害状況を集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関（応援側の都道府県（知事会等））に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県関係課及び関係機関は派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項について各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：税務課、建築住宅課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
				・被害情報の収集
		・県内の被災地域外の市町村への派遣職員情報の伝達	・被災市町村の被害状況集約・報告	・住家被害認定調査に係る計画作成 ・住家被害認定調査・状況報告
・派遣職員の調整・派遣	・応援要請	・派遣職員の調整・派遣	・各被災市町村への派遣人数調整 ・職員の受け入れ支援	・派遣職員の受け入れ ・罹災証明の発行
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定		
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-10 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援の流れ

(5) ボランティア・NPO 等の活動調整

1) 目標

- 被災市町村がボランティア・NPO 等の支援を円滑に受け入れができるよう支援する。また、被災者の多様な支援ニーズに対応できるよう、ボランティア・NPO 等が情報を共有する場を設置し、活動の広域調整を行う。

2) 課題

- 大規模災害時には、被災市町村にボランティアセンターが設置されるとともに、県内外から多くのボランティア・NPO 等が被災市町村内で活動することが想定されることから、適切な情報発信、円滑な受入れのための支援、広域的な情報共有及び活動調整が必要となる。

3) 基本方針

- 県、被災市町村、関係機関は連携し、被災市町村における被災者の支援ニーズを把握する。
- 県は、被災市町村の被災状況、災害ボランティアセンターの設置やボランティア・NPO 等の受け入れに関する情報を適切に発信する。
- 県は関係機関と連携し、被災者支援活動を行っているボランティア・NPO 等が活動内容や被災者の多様な支援ニーズ等の情報を共有し、広域的な活動調整を行う場（以下、「情報共有の場」という。）を設置する。
- 県及び関係機関は、被災市町村においてもボランティア・NPO 等による情報共有・活動調整を行う場が設置できるよう支援する。

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部及び各地方部は被災市町村、関係機関と連携し、被災市町村における支援ニーズを把握するとともに、被災市町村に対して県内外のボランティア・NPO 等が支援に入ることがあることを周知する。
- 県災害対策本部及び各地方部は関係機関と連携し、被災市町村とボランティア・NPO 等が相互の役割を認識したうえで、連携した支援活動を円滑に行うことができるよう支援する。
- 県災害対策本部は、被災市町村においてニーズに対応した支援が受けられるとともに、被災市町村間において支援バランスに偏りが出ないよう、適切に情報発信を行う。
- 県災害対策本部は関係課及び関係機関と連携し、県庁又は広域防災拠点に情報共有の場を設置するとともに、被災者支援活動を行っているボランティア・NPO 等に参加を呼びかける。
- 情報共有の場では、定期的に県災害対策本部、関係課、関係機関及びボランティア・NPO 等が活動内容や被災者の多様な支援ニーズ等の情報を共有するとともに、支援ニーズに最大限対応できるよう、必要な活動調整を行う。

- 県災害対策本部、各地方部及び関係機関は連携し、ボランティア・NPO等による被災者支援が地域に密着して長期的に行われることを見込み、被災市町村においても情報共有・活動調整を行う場が設置できるよう支援する。

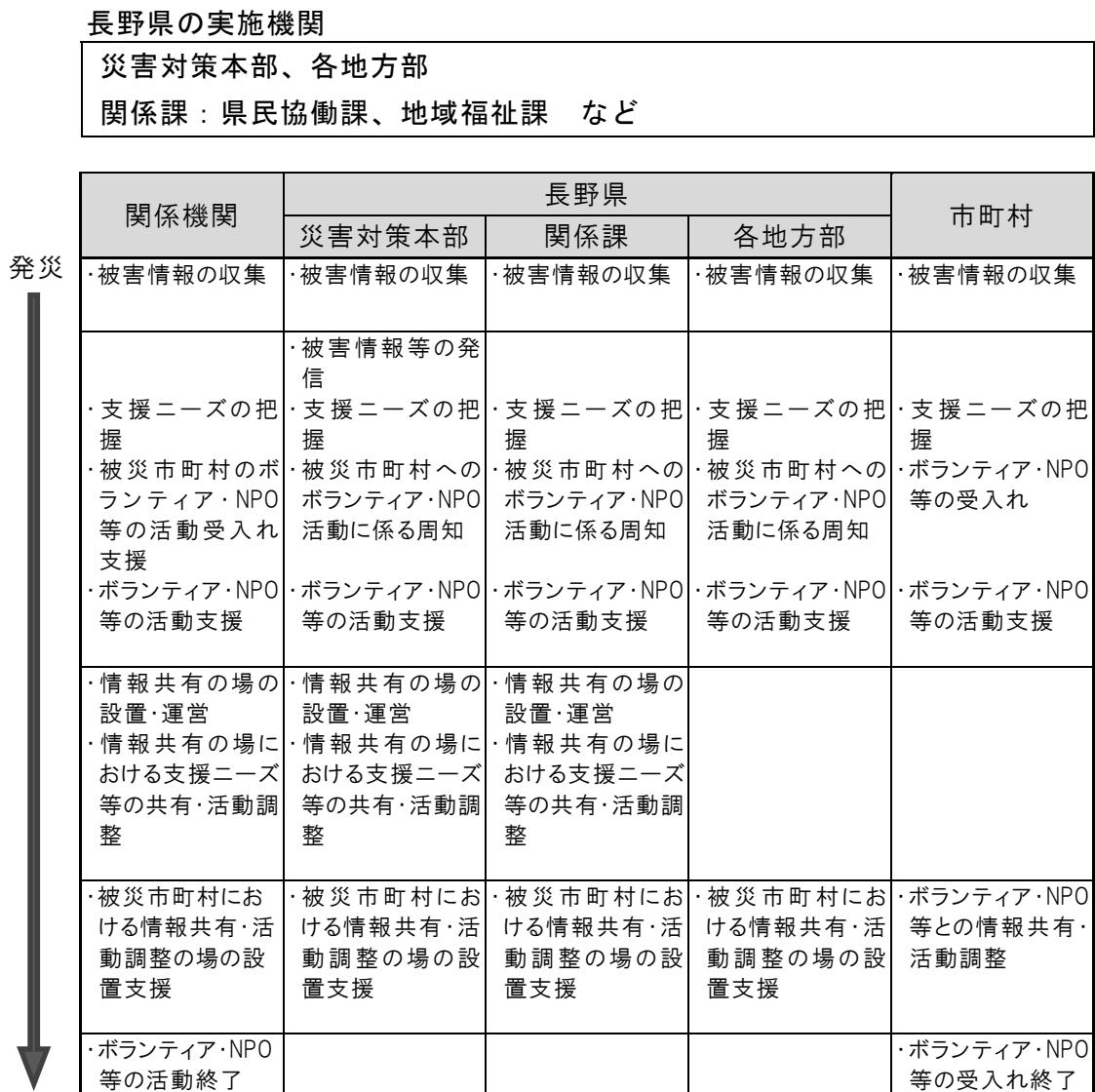


図3-1-1 ボランティア・NPO等の活動調整の流れ

(6) 遺体の対応

1) 目標

- 県は、広域応援部隊による搜索、県内、県外の応援火葬場による火葬及び安置所の確保、搬送手段の確保、遺体の搬送等に係る応援を要請し、被災市町村による遺体の対応を支援する。

2) 課題

- 大規模災害時には、複数の市町村が同時に被災し、遺体検視の実施体制の確保困難、遺体搬送手段の不足、安置所の不足が懸念される。
- 火葬場の不足により、遺体安置が長期にわたるおそれがある。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村における人的被害の情報を収集し、行方不明者の搜索及び遺体の検視・身元確認について関係機関に応援を要請する。
- 県は、被災市町村における遺体搬送、火葬の受援ニーズを収集、把握し、関係機関に遺体の搬送、受入れ及び火葬の実施に係る応援を要請する。
- 関係機関は、搜索支援にあたる応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 関係機関は、応援火葬場と調整し、遺体の受入れ及び火葬を実施する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、搜索及び遺体の扱いに係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における遺体搬送、火葬ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における遺体搬送、火葬ニーズを集約し、応援の必要性を判断する。
- 県関係課は、遺体の搬送や火葬の実施に係る関係機関への応援要請・調整を行う。
- 市町村は、管内の被害情報を収集し、災害の状況により搜索や遺体の搬送、火葬に係る応援が必要と判断した場合は、県知事に応援を要請する。
- 市町村は、遺体の引取り対応、埋火葬許可への対応、焼骨・遺留品の受取り等の対応を実施する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：食品・生活衛生課、医療推進課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・行方不明者の捜索 ・遺体の検視・身元確認	・被害情報の収集	・遺体の検案、遺体安置場所の確保等	・被害情報の収集	・被害情報の収集
・葬祭用品の供給、遺体安置所確保に係る支援 ・応援火葬場との調整	・応援の必要性判断	・火葬に係る応援要請・調整 ・遺体搬送に係る応援要請	・被災市町村の受援ニーズ集約・報告	・応援要請(遺体搬送、火葬等) ・遺体安置所の設置 ・遺体の引取り対応、身元不明人の広告
・遺体の搬送支援 ・遺体の受入れ ・火葬の実施		・派遣職員の調整、派遣 ・火葬要員の確保支援		・派遣職員の受け入れ ・埋火葬許可への対応 ・遺体の搬送手段の確保・搬送 ・火葬場所・日時等の連絡調整
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定		
・職員派遣終了	・職員派遣終了			・焼骨・遺留品の受取り(引取り者のないもの)

図 3-1-2 遺体の対応に係る活動の流れ

(7) 災害廃棄物等の処理

1) 目標

- 県は、被災地域の災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及び処理能力を超える場合の広域応援による処理について、被災市町村の対応を支援する。

2) 課題

- 大規模災害時には、多くの災害廃棄物等が発生し、各被災市町村の処理施設では対応しきれず、広域応援による処理が必要となる。
- し尿処理を行うための施設が被災した場合、仮設トイレ等により一時的なし尿処理を行う環境を整備する必要がある。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村における受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況、災害廃棄物等の発生状況等を踏まえて、各被災市町村の災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者を手配する。
- 県は、処理業者の活動期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の手配や応援の終了等の判断を行う。
- 県は、処理業者の活動期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、災害廃棄物等の処理に係る被災市町村の受援ニーズを把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村の受援ニーズを集約し、関係課と共有する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 関係課は、災害廃棄物等の発生量、処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼動見込み等把握した上で、協定に基づく災害廃棄物、し尿等の処理に係る協力要請を行う。
- 県災害対策本部は、協定に基づく仮設トイレの設置に係る協力要請を行う。
- 関係機関は災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配及び仮設トイレのリースに協力する。
- 関係課は、必要に応じて、災害廃棄物等の処理や一般廃棄物処理施設災害補助に係る助言を行う。
- 県災害対策本部は、派遣に係る決定事項について要請元の被災市町村に伝達する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：資源循環推進課 など

発災
↓

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配に係る協力	・被害情報の収集			・被害情報の収集 ・被害状況・ニーズの把握
・仮設トイレのリースに係る協力	・被災市町村の受援ニーズ集約	・協定に基づく災害廃棄物、し尿等の処理に係る協力要請	・被災市町村の受援ニーズ集約・報告	・災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配要請
・協力終了	・仮設トイレの設置に係る協力要請			・仮設トイレの設置要請

図 3-1-3 災害廃棄物等の処理の流れ

(8) その他技術・専門職員支援

1) 目標

- 県は、府内の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、応援職員の受け入れにより円滑な災害対応を実施する。
- 県は、被災市町村の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整及び応援職員の派遣を行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 課題

- 大規模災害時には、各種の専門技術（道路、上下水道、環境、農業施設、林道、河川・砂防施設、教育関係者、文化財施設の復旧等）を有する職員が必要となる。
- 県は、各種専門技術に係る受援ニーズを適切に把握し、被災市町村を支援する必要がある。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村における受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。県は、応援職員の派遣期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村の受援ニーズを把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部、県関係課及び関係機関は派遣職員の調整を行い、各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：市町村課、人事課、水大気環境課、生活排水課、農業政策課、農地整備課、信州の木活用課、森林づくり推進課、建設政策課、河川課、砂防課、教育政策課、心の支援課、文化財・生涯学習課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
				・技術・専門職員受援ニーズの把握
・派遣職員調整、調整結果の伝達	・県内被災市町村の受援ニーズ集約	・県内の被災地域外の市町村への派遣職員情報の伝達 ・担当各課への派遣職員照会 ・派遣職員の調整	・被災市町村の受援ニーズ集約・報告	
・派遣職員の調整・派遣	・派遣職員の調整、情報の共有 ・地方部への伝達	・県派遣職員の選定	・被災市町村への伝達	・派遣職員の受け入れ
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定	・受援ニーズ集約・報告	
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-1-4 その他技術・専門職員支援の流れ

3. 5 物的支援に係る活動方針

(1) 物資の確保

1) 目標

- 県は、国、他都道府県等の関係機関からの支援物資を円滑に受け入れ、被災者へ配分するための物資を確保する。

2) 課題

- 大規模災害では、県内の複数市町村の被災が想定されるため、物資の不足が想定され、県のほか被災地域外の市町村からの物資提供についても検討が必要である。
- 国によるプッシュ型支援物資の円滑な受入れを含め、県の広域物資輸送拠点における受入れ体制を確保する必要がある。
- 支援物資の受入れ・配分能力の不足や、到着時期の遅れ等により、余剰物資が広域物資輸送拠点に滞留するおそれがある。

3) 基本方針

- 県は、避難者数、道路状況等の被害情報を収集、関係機関と共有し、被害規模に応じて支援物資の供給を関係機関に要請する。大規模災害時には、国が実施するプッシュ型支援物資の受入れを実施する。
- 関係機関は、県に対して支援物資の要請や広域物資輸送拠点の運営等について助言するため、県災対本部へ物流専門家を派遣する。
- 関係機関は、協定等に基づく県からの応援要請を受け、物資の調達・製造、備蓄物資の提供等を行う。
- 市町村は、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、県に対し支援要請を行う。

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、被災市町村からの物資供給要請を踏まえ、被災地域外の振興局への物資供給依頼、協定先等への物資支援要請及びとりまとめを行う。
- 県災害対策本部は、関係機関と広域物資輸送拠点の利用調整を行い、拠点の開設準備を実施する。
- 県災害対策本部は、国のプッシュ型支援物資の受入れ調整を行う。
- 県関係課は、関係機関及び協定先等への物資支援要請及び調達を行う。
- 県各地方部は、市町村からの物資供給要請をとりまとめ、県災害対策本部に報告する。
- 県各地方部は、備蓄物資では不足が想定される場合、県災害対策本部に報告する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、県に対し支援要請を行う。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：暮らし安全・消費生活課、食品・生活衛生課、薬事管理課、
水大気環境課、産業政策課、農業政策室、農業技術課、
保健厚生課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
発災	・被害情報の収集 ・会員倉庫の利用状況の確認	・被害情報の収集	・被害情報の収集 ・県備蓄物資の確認	・被害情報の収集
	・県災対本部へ物流専門家派遣 ・プッシュ型支援の実施決定 ・物資調達の開始 ・物資(主食・副食等)の調達・製造	・広域物資輸送拠点利用調整 ・非被災振興局に物資供給依頼 ・協定先に物資供給依頼 ・調達状況の取りまとめ	・協定先に食料・生活物資の支援要請 ・日本水道協会等に給水の支援要請 ・米販売事業者・農協等に食料品の支援要請 ・農林水産省に食料の調達 ・協定先に棺・ドライアイス等の確保要請 ・学校給食施設の被災状況の収集	・被災市町村からの供給要請とりまとめ ・備蓄不足の報告
	・調達物資の輸送開始 ・備蓄物資等の輸送・提供	・広域物資輸送拠点開設準備 ・国のプッシュ型支援物資の受け入れ調整	・備蓄医薬品等の供給調整 ・生協から食料・生活物資の調達	・支援物資の受入れ
	・物資供給終了		・学校給食施設の対応方針検討	

図 3-15 物資の確保の流れ

(2) 物資流通

1) 目標

- 県は、物流関係機関による物資輸送に係る応援を円滑に受け入れ、被災市町村の地域内輸送拠点までの物資輸送を実施する。

2) 課題

- 円滑な物資輸送を実施するには、道路情報の把握が必要であり、関係機関間で情報共有する必要がある。
- 国によるプッシュ型支援物資について、県の広域物資輸送拠点から先の物資輸送体制を明確化する必要がある。
- 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点においては、荷物の積み込み、積み下ろしが容易に実施できるよう施設整備が必要である。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村における避難所等の状況や、道路情報などの被害情報を収集、関係機関と共有し、協定等に基づく物資輸送及び物資保管に係る協力を関係機関に要請する。

○ 関係機関は、協定に基づく輸送協力及び保管協力を行う。

○ 関係機関は、協定等に基づき県災対本部へ物流専門家を派遣する。

(事前対策)

- 国によるプッシュ型支援物資について、県の広域物資輸送拠点から市町村の地域内輸送拠点、地域内輸送拠点から避難所までの物資輸送主体について検討する。

○ 輸送機関間の地域分担の割振りについて検討する。

○ 広域物資輸送拠点においてフォークリフト等の荷役機械を使用できるよう、施設整備を推進する。

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、県関係課及び関係機関から派遣される物流専門家とともに、支援物資の輸送調整を実施する。
- 県関係課及び関係機関は、通行規制情報など道路情報を収集し、災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、集約した道路情報等を関係機関と共有する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：建設政策課 技術管理室、道路建設課、道路管理課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
発災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・道路被害情報、交通規制情報のとりまとめ・共有 ・会員企業の被害状況の確認 	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・各輸送関係機関に対する協力要請 ・トラック・運転手の確保 ・県災対本部へ物流専門家派遣 ・TEC-FORCEによる道路啓開の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の輸送調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の輸送調整 ・通行規制情報の収集及び道路情報の提供 ・緊急輸送路の確保 	・被災市町村の被害状況の把握
	<ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送 ・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力 			・支援物資の受入れ
	・協力終了			

図 3-16 物資流通に係る支援の受け入れの流れ

3. 6 医療・保健・福祉活動に係る活動方針

(1) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援

1) 目標

- 県は、関係機関に派遣要請を行い、災害対応に係る保健医療活動を行うチーム（以下、「保健医療活動チーム」という。）を円滑に受け入れる。

2) 課題

- 県及び関係機関間で的確な情報連携と保健医療活動チームの適切な派遣調整を行い、保健医療活動が効率的に行われる必要がある。
- 保健医療調整本部の設置及び保健医療活動の総合調整の実施について定める必要がある。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村等と連携し、関係機関や保健医療活動チームとの情報連携を密にし、被災地域のニーズに沿った派遣調整を行う。
 - 関係機関は、県からの応援要請を受け、医師、看護師等の派遣に係る調整を行う。
- (事前対策)
- 県は、医療活動の総合調整の実施について、今後、保健医療調整本部の設置、体制及び関係機関との役割分担等について検討する。

4) 活動に係る実施事項

- 県災害医療本部は、被災市町村や地方部（保健福祉班）、及び関係機関から被害情報を収集し、保健医療活動の支援に係るニーズを把握する。
- 県災害医療本部は、把握したニーズに基づき、関係機関による応援が必要と認める場合は、関係機関に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- 県災害医療本部は、関係機関との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置する。
- 県災害医療本部は、派遣された保健医療活動チームについて、地方部（保健福祉班）等を通じて被災者の保健医療ニーズに応じた派遣調整を行う。
- 県災害医療本部は、保健医療チームの派遣後も、被災市町村や地方部（保健福祉班）、関係機関、派遣された保健医療活動チームとの情報連携を行い、被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえて保健医療活動チームの派遣調整を行う。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：健康増進課、医療推進課、保健・疾病対策課、薬事管理課 など



関係機関	長野県			市町村
	災害医療本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集 ・EMIS 運用開始	・被害情報の収集
		・医療救護班、DPAT ¹⁰ 、看護師等医療関係者の派遣調整		・救護所・避難所開設 ・県への応援要請
・職員派遣調整	・地方部、関係機関からの情報集約 ・応援要請	・保健師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等の派遣調整	・被災市町村の状況集約・報告	・派遣職員の受け入れ
・応援職員に係る調整・派遣	・応援職員派遣に係る調整			
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-17 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援に係る支援の受け入れの流れ

¹⁰ DPAT（災害派遣精神医療チーム、Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援などの活動を行うために、都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた精神医療チーム。

(2) 要配慮者対応支援

1) 目標

- 被災地域において、高齢者や障がい者等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が、速やかに避難し、また良好な環境のもとで避難生活が送れるよう被災市町村に対する支援等を行う。

2) 課題

- 大規模災害時は、要配慮者の避難先（福祉避難所等）において、要配慮者の介護・健康管理等を行う人員が不足する。
- 大規模災害時は、市町村があらかじめ指定した福祉避難所だけでは、要配慮者の避難先として不足する可能性がある。
- 要配慮者は、自力での避難が困難である場合が多い。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村における要配慮者の状況を収集・把握し、必要に応じて、介護を行う人材や手話通訳者等の派遣調整を行う。
- 県は、要配慮者が速やかに避難できる体制が整備されるように市町村を支援する。
- 県は、平時から県内市町村に対して、必要な福祉避難所の確保を促すとともに、災害時に福祉避難所が不足した場合は、要配慮者の受入れに係る支援を行う。

4) 活動に係る実施事項

- 市町村は、福祉避難所を開設する。
- 市町村は、要配慮者の被災市町村外の福祉避難所・医療機関への移送を行う。
- 市町村は、避難所に避難していない要配慮者に対しても見守りや健康相談などを行う。
- 県災害対策本部は、県内被災地域において、介護及び健康管理を行う人材や手話通訳者等が不足する場合に、国、他県、県内市町村及び関係団体等と人材派遣に係る調整を行う。
- 県関係課及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。
- 県関係課は、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。必要に応じて交代要員を派遣する。
- 県災害対策本部は、災害時に福祉避難所が不足した場合、県内市町村、他県及び関係団体等と要配慮者の受入れに係る調整を行い、要配慮者の避難支援を行う。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：こども・家庭課、健康福祉政策課、介護支援課、障がい者支援課、山岳高原観光課 など

発災

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集
			・被災市町村の状況集約・報告	・福祉避難所開設 ・要配慮者への支援 ・応援要請
・職員・車両派遣調整・派遣	・応援要請 ・応援職員の派遣調整	・応援要請 ・応援職員の派遣調整		
・被災市町村外の福祉避難所・医療機関による受け入れ ・交代職員の派遣			・被災市町村への派遣人数、車両台数調整 ・交代は県職員選定	・職員・車両の受け入れ ・支援活動 ・被災市町村外の福祉避難所・医療機関による受け入れのための移送
・職員・車両派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-18 要配慮者対応支援の流れ

3. 7 燃料調達に係る活動方針

(1) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

1) 目標

- 県は、政府や石油業界等の関係機関による燃料供給を円滑に受け入れ、緊急車両や優先給油施設の燃料確保を図る。

2) 課題

- 中核 SS¹¹を利用可能な緊急車両の範囲を明確にする必要がある。
- 道路啓開・復旧や除雪に必要な大量の軽油の確保方策を検討する必要がある。
- 松本空港や県内のヘリポートに対するヘリ燃料やジェット燃料の補給方策について検討しておく必要がある。

3) 基本方針

- 県は、被災市町村からの燃料補給に係る応援要請を踏まえ、政府緊急災害対策本部に対する燃料供給依頼や、関係機関との協定に基づく緊急車両への優先給油や、L P ガスの調達・復旧に係る要請を行う。
- 関係機関は、災害時石油供給連携計画を発動し、燃料供給に係る調整を踏まえた供給を行う。

(事前対策)

- 中核 SS 等における給油が可能な緊急車両の範囲を明確にし、中核 SS 等にあらかじめ周知する。
- 道路啓開等に使用する作業車についても優先給油が受けられるようになるなど、軽油の確保方策を検討する。
- 県外から松本空港等への燃料補給経路を優先啓開ルートに指定するなど、発災直後からの燃料輸送を確保する。

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、被災市町村からの燃料補給に係る応援要請を踏まえ、政府緊急災害対策本部に対する重要施設、避難所、医療機関、社会福祉施設への燃料供給依頼を行う。
- 県災害対策本部及び関係課は、政府緊急災害対策本部及び経済産業省・エネルギー庁と連携し、情報収集及び燃料供給調整を行う。
- 県関係課は、協定に基づく緊急車両への優先給油を要請する。
- 県関係課は、協定に基づく L P ガスの調達・復旧依頼を行う。
- 市町村は、県に対して燃料補給に係る応援要請を行う。

¹¹ 中核 SS（サービスステーション）：災害時に地域の石油製品供給の拠点となる、自家発電設備や大型タンク等を備えたガソリンスタンド。緊急車両への優先給油を実施するため、一般車両は利用できない。

- 県は、応援に駆け付ける関連機関へ「緊急通行車両通行証」の発行手続きを行う。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：産業政策課、ものづくり振興課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集 ・燃料補給に係る応援要請
・燃料供給要請の承認及び関係省庁への対応指示 ・災害時石油供給連携計画の発動及び調整 ・全石連への要請 ・県石油組合への要請	・重要施設、避難所、医療機関、社会福祉施設への燃料供給依頼 ・LPGガスの調達・復旧依頼 ・緊急車両への優先給油要請		・被災市町村の被害状況の把握	
・要請に基づく、燃料供給の調整及び要請 ・調整を踏まえた燃料の供給 ・供給終了	・情報共有・調整	・情報共有・調整	・情報共有・調整	

図 3-19 緊急車両・優先給油施設への燃料供給に係る支援の受け入れの流れ

3. 8 その他

(1) 海外からの人的・物的等支援の受入れ

1) 目標

- 大規模災害時に政府の緊急災害対策本部より、海外からの人的支援・物的支援等に対するニーズの照会があり、必要と判断した場合には、県は国に対し支援要請を行い円滑に受け入れる。

2) 課題

- 国の緊急災害対策本部や外務省と連携しつつ、県において、海外からの捜索・救助チームや医療チームの活動地域等を調整する必要がある。

3) 基本方針

- 国は、海外からの支援申し出をとりまとめ、県に対し支援ニーズの有無を確認する。
- 国は、県から人的支援の要請があった場合、外務省を通じて支援国の駐日大使館に対し、支援チームの水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等の確保を要請・確認するほか、海外からの捜索・救助チームや医療チームに、外務省のリエゾンを帯同させる。
- 国は、県から物的支援の要請があった場合、県の広域物資輸送拠点又は県が指定する場所までの物資輸送を行う。
- 県は、県内における海外支援へのニーズを確認し、必要に応じて国に支援要請を行う。
- 県は、国内からの広域支援と同様、前項までの支援に係る活動方針の一環として、必要と判断した場合には海外からの人的支援・物的支援を受け入れる。
- 県は、救助活動や医療活動の支援について、被災地域において自己完結で活動できる能力のある部隊に限定して受け入れる。

※国の活動については、内閣府「地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）を基本に、内閣府ヒアリングを踏まえて記載

第4章 広域受援計画の立案に向けた課題

平成30年度の広域受援計画の立案に向けて検討すべき主な課題を以下に整理する。

4. 1 基本構想の具体化

(1) 県災害対策本部及び地方部の受援体制の具体化

- 県の受援体制について、内閣府ガイドラインによる「応援・受援本部」に相当する組織の県災害対策本部内への位置づけや、地方部における受援体制について具体化する必要がある。

(2) 災害初動時の業務の流れの明確化

- 特に大規模災害の初動時において、広域受援を要請する可能性を踏まえ、迅速かつ的確な情報収集・分析、地方行政機関、地方指定公共機関等の関係機関との連絡調整等の対応を可能とするため、各関係部局の業務を明確化したマニュアルを整備する必要がある。

(3) 既往の災害時活動計画等と県広域受援計画の整合による実効性の確保

- 大規模災害時に総合的・体系的な災害対応を可能とするため、関係機関において現在運用している地域防災計画、防災業務計画や、業務継続計画、災害時活動計画、応援・受援計画、災害時応援協定等と相互に整合を図る必要がある。

4. 2 関係機関等との連携体制に係る調整

(1) 防災拠点施設管理者（市町村等）との調整

- 広域防災拠点施設を的確に運営するため、発災時の連絡体制、拠点施設の利用方法等について、拠点施設管理者とあらかじめ協議しておく必要がある。

(2) 拠点を利用する関係機関（県、市町村、専門団体等）との調整

- 大規模災害時に広域防災拠点施設を円滑に活用するため、拠点施設の立地市町村や、施設を利用する外部機関（広域応援部隊、各専門団体など）の利用区分等について、あらかじめ定めておく必要がある。

(3) 応援職員の受援に係る国や都道府県（カウンターパート）等との役割分担

- 災害時に円滑かつ迅速に応援職員を受け入れるため、県災害対策本部における受援体制を明確にするとともに、応援職員の広域派遣調整を行う国や、カウンターパートとして市町村を支援する都道府県との役割分担を明確化する必要がある。

(4) 情報共有体制の構築

- 関係機関の情報共有による円滑な災害対応を実現するため、使用する用語の標準化、発災後の情報共有方法等について検討する必要がある。

(5) 市町村広域受援計画の策定に向けた県内市町村との連携

- 県の広域受援計画を踏まえた各市町村の広域受援計画の策定に向け、説明会の開催や策定に係る支援について検討する必要がある。

第5章 長野県広域受援計画基本構想検討委員会における検討経緯

5. 1 検討体制

(1) 検討委員会及び専門部会の設置

- 本検討の実施体制として、長野県広域受援計画基本構想検討委員会及び同専門部会（3部会：救助活動専門部会、人的支援専門部会、物的支援専門部会）を設置した。
- 検討委員会及び専門部会は、学識経験者等の専門家、市町村、防災関係機関、協定事業者、県庁各部局等により構成され、受援計画の基本方針を定める上で必要な調査・検討を行い、基本構想をとりまとめるものとした。

(2) 検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 近年の大規模災害の応援の受け入れを想定した長野県内の体制整備の基本的な考え方を示す長野県広域受援計画基本構想（以下「基本構想」という。）策定にあたり、専門的・技術的見地から助言等を行うため、長野県広域受援計画基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本構想の内容となる次の事項について専門的、技術的助言等を行う。

- (1) 受援を要する事項の体系的整理
- (2) 受援を要する状況の整理
- (3) 受援に係わる県内の機能・資源の把握及び評価
- (4) 広域防災拠点計画及び機能別活動計画の基本方針
- (5) その他広域受援計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、指定行政機関職員、市町村防災担当職員及び県職員のうちから長野県知事が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員会には委員長を置き、委員互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指定する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

- 2 委員会は、原則公開とする。なお、特段の理由がある場合は、委員会の決議により非公開とすることができます。

(専門部会)

第5条 委員会は、委員会の所掌事務の詳細等について調査・検討するため、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、長野県危機管理部が委託する事業者が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

(3) 検討委員会等の構成員

- 長野県広域受援計画基本構想検討委員会及び同専門部会の構成員を表5-1～表5-4に示す。

表5-1 長野県広域受援計画基本構想検討委員会 構成員

(敬称略、五十音順)

伊藤 俊幸	下諏訪町総務課長（長野県町村会選出町村）
宇田川 真之	人と防災未来センター研究主幹
可児 裕	国土交通省中部地方整備局総括防災調整官
国崎 信江	株式会社危機管理教育研究所代表
越野 修三	国立大学法人岩手大学地域防災センター客員教授
阪本 真由美	公立大学法人兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授
佐野 正	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災計画担当）付参事官補佐
秦 康範 (委員長)	国立大学法人山梨大学工学部土木環境工学科准教授
宮澤 英雄	上田市総務部危機管理防災課長（長野県市長会選出市）
池田 秀幸	長野県危機管理監兼危機管理部長

表 5-2 救助活動専門部会 構成員

府内	危機管理部	危機管理防災課	・総合調整 ・救助・消防・救命活動 ・航空医療搬送
	危機管理部	消防課	
	企画振興部	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室	
	健康福祉部	健康福祉政策課	
	健康福祉部	医療推進課	
	建設部	建設政策課技術管理室	
	建設部	道路管理課	
	建設部	道路建設課	
	建設部	都市・まちづくり課	
	危機管理部	消防課	
関係機関	企画振興部	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室	・救助・消防・救命活動 ・航空医療搬送
	健康福祉部	医療推進課	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	第3科	
	長野県警察本部	警備第二課	
	DMAT 関係者	信州大学医学部附属病院	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	第3科	
関係機関	長野県警察本部	警備第二課	・航空医療搬送
	DMAT 関係者	信州大学医学部附属病院	

表 5-3 人的支援専門部会 構成員

府内	危機管理部	危機管理防災課	・総合調整
	企画振興部	総合政策課	・行政職員支援
		市町村課	
	総務部	人事課	・建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援
	建設部	建設政策課技術管理室	
	建設部	建築住宅課	
	建設部	都市・まちづくり課	
	建設部	施設課	
	健康福祉部	食品・生活衛生課	・避難所運営支援
	環境部	資源循環推進課	・災害廃棄物等の処理
	総務部	税務課	・住家の被害認定調査・罹災証明交付支援
	健康福祉部	医療推進課	・救護所支援・保健指導支援
	健康福祉部	健康増進課	
	健康福祉部	保健・疾病対策課	
	健康福祉部	薬事管理課	
	健康福祉部	健康福祉政策課	・要配慮者対応支援
	県民文化部	こども・家庭課	
	健康福祉部	介護支援課	
	健康福祉部	障がい者支援課	
	観光部	山岳高原観光課	・ボランティア・NPO等の活動調整
	県民文化部	県民協働課	
	健康福祉部	地域福祉課	
	健康福祉部	食品・生活衛生課	
	健康福祉部	医療推進課	・遺体の対応
関係機関	環境部	水大気環境課	・その他技術・専門職支援
	環境部	生活排水課	
	農政部	農業政策課	
	農政部	農地整備課	
	林務部	信州の木活用課	
	林務部	森林づくり推進課	
	建設部	河川課	
	建設部	砂防課	
	教育委員会事務局	教育政策課	
	教育委員会事務局	文化財・生涯学習課	
	教育委員会事務局	心の支援課	
関係機関	長野県市長会	上田市	(受援市町村)
	長野県町村会	下諏訪町	
	国土交通省	関東地方整備局	・その他技術・専門職支援
		中部地方整備局	
		北陸地方整備局	
	県社会福祉協議会	地域福祉部ボランティア振興グループ	・ボランティア・NPO等の活動調整
	長野県NPOセンター		
	全国災害ボランティア支援団体ネットワーク		
	長野県警察本部	捜査第一課	・遺体の対応

表 5-4 物的支援専門部会 構成員

府内	危機管理部	危機管理防災課	・総合調整
	県民文化部	くらし安全・消費生活課	・物資の確保
	健康福祉部	食品・生活衛生課	
	健康福祉部	薬事管理課	
	産業労働部	産業政策課	
	環境部	水大気環境課	
	農政部	農業政策課	
	農政部	農業技術課	
	教育委員会事務局	保健厚生課	
	建設部	建設政策課技術管理室	
	建設部	道路建設課	・物資流通
	建設部	道路管理課	
	企画振興部	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室	
	建設部	建設政策課技術管理室	・緊急輸送ルートの確保
	建設部	道路管理課	
	農政部	農地整備課	
	林務部	信州の木活用課	
	環境部	資源循環推進課	
	産業労働部	ものづくり振興課	・L P ガスの供給調整
関係機関	長野県市長会	上田市	(受援市町村)
	長野県町村会	下諏訪町	
	長野県倉庫協会		
	(公財) 長野県学校給食会		
	長野県トラック協会		・物資の確保
	赤帽長野県軽自動車運送協同組合		
	長野県警察本部	交通規制課	
	国土交通省	北陸信越運輸局	・物資流通
	国土交通省	関東地方整備局 中部地方整備局 北陸地方整備局	
	長野県石油商業組合		
	長野県 L P ガス協会		・緊急車両・優先給油施設の燃料供給
	長野県警察本部	捜査第一課	・L P ガスの供給調整
	国土交通省	関東地方整備局 中部地方整備局 北陸地方整備局	・緊急輸送ルートの確保

5. 2 検討スケジュール

- 検討委員会は、図 5-1 に示す検討スケジュールに従い、平成 29 年 10 月から 5 ヶ月にわたり開催した。
- 各専門部会での検討結果を検討委員会で報告し、検討の方向性について助言を受けた。
- 検討委員会、各専門部会ともに各 3 回開催し、第 3 回検討委員会において基本構想を策定した。

	平成29年度								平成30年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検討委員会			概要説明 検討方法 第1回 10月11日		リソースの評価、 基本構想(事務局案) 第2回 12月22日	基本構想(案) 第3回 2月2日			
専門部会	概要説明 事前説明 8月17日		第1回検討 委員会結果、 各部会検討事項 第1回 10月25日	リソース・ニーズ調査 経過、タイムライン等 検討経過 第2回 11月20・21日	基本構想 (素案)確認 タイム ライン (案) 意見照会 第3回 1月18日	基本構想 (素案) 意見照会 基本構想 (素案)			
検討内容			・検討の進め方 ・リソース調査 等	・リソース・ニーズ調査・評価 ・基本構想(事務局案)作成 等	・基本構想 (案)作成 等	・基本構想 作成			
受援計画								基本構想 決定・公表 3月23日	受援計画 策 定 広域防災拠点計画 機能別活動計画

図 5-1 検討スケジュール

5. 3 検討委員会・専門部会開催概要

会議	開催日・会場	議事
第1回検討委員会	平成29年10月11日(水) 長野県庁 議会棟404、405	(1) 長野県広域受援計画基本構想に係る検討の進め方 (2) 長野県の過去の災害等 (3) 近年の大規模災害時の受援における課題 (4) 広域防災拠点整備の検討方針について (5) 受援が想定される業務の選定について (6) 県内リソース調査について (7) 長野県広域受援計画基本構想(骨子案)について (8) 今後のスケジュール
第1回専門部会	平成29年10月25日(水) 長野上水内教育会館 大会議室	(1) 長野県広域受援計画基本構想について (2) 専門部会での検討内容について 1) 検討のスケジュール、検討の流れ 2) 広域受援に係る現状と課題 3) 既往の受援の枠組み (3) リソース・ニーズ調査について
第2回専門部会	平成29年11月20日(水) 長野県庁 大会議室	(1) 専門部会の構成員について (2) 広域防災拠点の整備方針(案)について (3) 機能別活動計画の構成(案)について (4) タイムラインの作成について (5) 今後のスケジュールについて
第2回検討委員会	平成29年12月22日(金) 長野市生涯学習センター 第1学習室・第2学習室	(1) 検討委員会・専門部会における意見について (2) 広域防災拠点の整備方針(案)について (3) 機能別活動計画の構成(案)について (4) 基本構想(骨子案)について (5) 今後のスケジュールについて
第3回専門部会	平成30年1月18日(木) 長野県庁西庁舎 301会議室	(1) 専門部会の構成員について (2) 検討委員会・専門部会における意見について (3) 広域防災拠点の整備方針(案)について (4) 機能別活動計画の構成(案)について (5) 基本構想(案)について (6) 今後のスケジュールについて
第3回検討委員会	平成30年2月2日(金) 長野県庁 議会棟404、405	(1) 広域防災拠点の基本方針(案)について (2) 機能別活動計画の基本方針(案)について (3) 基本構想(素案)について (4) 今後の予定について

卷末資料

卷末資料 1 広域防災拠点に期待される機能（広域応援部隊）

卷末資料 2 広域応援部隊が使用する通信手段及び災害時に共有すべき情報項目

卷末資料 3 広域防災拠点候補施設（案）

卷末資料1 広域防災拠点に期待される機能（広域応援部隊）

機関	自衛隊	消防	警察	DMAΤ	TEC-FORCE
現行の拠点	・松本駐屯地 (長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく)	・宿當地(20ヶ所) (長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく)	・活動拠点 (29ヶ所)	・災害拠点病院、DMAΤ指定病院(11病院) ・松本空港 ・高速道路C、SA、PA ・合同庁舎	—
想定派遣規模	○糸魚川-静岡構造線断層帯の地震：2,500人 ○糸魚川-静岡構造線断層帯以外の地震：2,000人	既往災害の実績及び想定災害の見込 ○東日本大震災ピーク時：1,870隊(6,835名) ○熊本地震ピーク時：569隊(2,100名)※ヘリ18機含む ○東海地震アクションプラン：28都府県2,464隊(10,782名) ※第三次隊までの出動	○地震災害：4,350人 ○風水害：480人 ○火山災害：600人	—	—
必要なスペース・設備等	○糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 ・宿當スペース(屋外)200,000m ² ・指揮所用スペース(屋内)1,500m ² ○糸魚川-静岡構造線断層帯以外の地震 ・宿當スペース(屋外)160,000m ² ・指揮所用スペース(屋内)1,200m ² ○共通 ・駐車場及びヘリ駐機場 ・取水点、水道 ・電気、トイレ	・1,240m ² 程度+1,240m ² ×出動都道府県(県内相互応援隊含む)のスペースが必要(一例として、「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」による28都府県隊(2,464隊：10,782名)の出動では約71,000m ²) ・給油施設 ・車両、資機材等の洗浄施設 ・ヘリコプター離着陸場 ・無料Wi-Fi ・汚染した隊員の除染施設(シャワー等) ・洗濯、乾燥施設 ・情報収集のためのテレビ等 ・貯水槽	○地震災害 ・宿當スペース(屋外)14,090m ² ・車両駐車スペース(220台程度) ・広域防災拠点に宿當しない部隊の宿泊場所の確保 ○風水害 ・宿當スペース(屋外)1,555m ² ・トイレ(マンホール) ・水道(貯水槽)、電気(発動発電機、太陽光パネル)、かまどベンチ等 ・活動拠点として必要なスペース等 ○会議室(屋内70m ²) ・駐車場(20台分) ・会議室(屋内100m ²) ・仮眠スペース(屋内、DMAΤ等 約30人) ・駐車場(5台分) ○その他 ・電源、通信手段の確保 ・机、いす ・関係機関のリエゾンが相互に派遣できる体制	・会議用スペース(屋内) ・災害対策機械の駐車スペース(屋外) ・電気、トイレ ・SCUの設置に必要なスペース等 ・SCU(屋内400m ²) ・資器材保管スペース(屋内30m ²) ・仮眠スペース(屋内、DMAΤ等 約100人) ・ドクヘリの駐機スペース(屋外、12機分) ・駐車場(20台分) ・航空機等の離発着場所とSCUが近接していること(衛星携帯電話利用のため) ・南側が開けていること(アスフルト焼き) ・救急車が横付けできること ・SCU用資器材保管スペースとSCUが近接していること ・参集拠点として必要なスペース等 ・会議室(屋内70m ²) ・駐車場(20台分) ・会議室(屋内100m ²) ・仮眠スペース(屋内、DMAΤ等 約30人) ・駐車場(5台分)	—

巻末資料2 広域応援部隊が使用する通信手段及び災害時に共有すべき情報項目

県庁での活動時に おける通信手段	<ul style="list-style-type: none"> ・消防主運用波1～7 ・消防統制波1～3 ・防災行政無線 ・災害時優先電話／一般電話回線(複数回線) ・有線電話 ・警察電話、警察電話FAX(一般回線も使用可能なもの) ・衛星携帯電話 ・インターネット回線(有線、無線) ・インターネット端末機(行政ネットワークパソコン) ・タブレット型端末(収集した情報を他の関係者に提供し易くなるため) ・県警LAN(災害対策本部室にHUBあり)
県庁での通信手段 利用時の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・消防主運用波1～7、消防統制波1～3、衛星携帯電話がつながりにくい ・西庁舎が南向きでないため衛星携帯電話の使用ができない ・緊急時に災害対策本部で使用する行政情報ネットワークパソコンの確保
災害対応において 必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地理情報(道路、河川、地域等) ・高速道路、主要幹線道路、公共交通機関の通行(運行)状況 ・避難所、救護所、宿営可能な公共施設 ・水道、電気、ガス等、ライフラインの状況 ・自衛隊、消防等の救助機関の活動拠点、活動人員、活動エリア及び活動状況等 ・給油可能施設 ・災害の発生場所、種類、危険性 ・病院の被災状況、受入れ状況、患者搬送手段 ・リアルタイムの被害状況(人的・物的) ・支援隊の派遣状況(被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士含む) ・災害派遣可能な重機等の状況 ・現地における調整担当者及び責任者の氏名と電話番号 ・組織図(行政のみでなく指定公共機関等)
災害時の情報共有 や、広域応援活動 全般について(意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・各災害対処部隊(警察・消防・自衛隊・その他)が混交するため、窓口となる調整担当者を速やかに明示すること(組織化)、情報収集(指揮所)及び情報共有が必要 ・警察、消防、自衛隊が情報共有や活動調整を行うための合同調整所の設置について、場所の提供や各機関への連絡等の支援 ・災害対策本部内にヘリの運航に關し、他機関と調整ができる組織 (現在もヘリコプター運航調整会議が災害対策本部内に設置される計画になっているが、訓練ではあまり機能していないと思われる) ・燃料調達等、緊急消防援助隊活動における支援体制 ・山間部における(道路寸断に起因する)住民の孤立 ・マスメディアが収集した情報(支援ニーズ)を県等で一元化できるように調整

卷末資料3 広域防災拠点候補施設（案）

「敷地面積が概ね 10ha 以上の公園、空地等」又は
 「概ね 1,000m² 以上のスペースを確保できる建物」を抽出
 ※今後の詳細検討によつては、候補施設が追加されます

△：フォークリフト利用不可の施設

配置ゾーン	No	候補施設名称	立地市町村 (施設管理者)	拠点機能(案)						備考
				支援物資の 中継・分配 機能	広域応援部 隊の一時集 結・ヘリスキー ンフ機能	他の都道府 県からの応 援職員の一 時集結拠点	災害医療 支援機能	物資等の 備蓄機能	現地調整・ 情報提供 機能	
長野	1	城山公園	長野市(市)	○				○	○	指定避難場所 応急仮設住宅建設候補地
	2	昭和の森公園	長野市(市)	○	○			○	○	指定避難場所 応急仮設住宅建設候補地
	3	若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)	長野市(市)	○				○	○	物資配送センター
	4	オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)	長野市(市)	○	○	○	○	○	○	指定避難場所 物資配送センター
	5	真島総合スポーツアリーナ(ホワイトリンク)	長野市(市)	○				○	○	指定避難場所 物資配送サブセンター
	6	長野運動公園	長野市(県・市)	△	○	○	○	○	○	ヘリポート：長野県消防学校
	7	南長野運動公園	長野市(市)	△	○	○	○	○	○	拠点ヘリポート：県民須坂運動広場
	8	臥竜公園	須坂市(市)	○				○	○	ヘリポート：中野平中学校校庭
	9	北信濃ふるさとの森文化公園	中野市(市)	○	○			○	○	拠点ヘリポート：豊野中学校校庭
	10	豊野体育館	長野市(市)	△				○	○	ヘリポート：戸倉野外趣味活動センター敷地
	11	戸倉体育館一帯	千曲市(市)	△				○	○	ヘリポート：戸倉野外趣味活動センター敷地
	12	飯綱町民会館	飯綱町(町)	△			○	○	○	ヘリポート：ふれあいパーク運動場
	13	道の駅「オアシスおぶせ」(小布施総合公園)	小布施町(町)	○	○			○	○	上信越自動車道小布施IC
	14	長野県松本平広域公園	松本市・ 塩尻市(県)	○	○	○	○	○	○	県広域防災拠点 拠点ヘリポート、空港機能：県 松本空港
	15	豊科南部総合公園	安曇野市(市)	○				○	○	ヘリポート：長野県立こども病院ヘリポート
	16	道の駅「小坂田公園」	塩尻市(市)	○	○			○	○	ヘリポート：小坂田公園多目的運動場
	17	アルバス公園	松本市(市)	○	○			○	○	拠点ヘリポート：陸上自衛隊松本駐屯地
	18	四賀体育館	松本市(市)	△				○	○	市物資拠点 拠点ヘリポート：四賀運動場

配置ゾーン	No	候補施設名称	立地市町村(施設管理者)	拠点機能(※)					備考	
				支援物資の中継・分配機能	広域応援部隊の一時集結機能	他の都道府県からの応援職員の一時集結拠点	災害医療支援機能	物資等の備蓄機能	現地調整・情報提供機能	
松本	19	梓川体育館	松本市(市)	△				○	○	市物資拠点 拠点ヘリポート:地域休養施設運動広場
	20	松本市災害時支援物資集積拠点	松本市(市)	○				○		松本市以外が被災した場合の物資中継拠点(建設中)
	21	長野県総合教育センター	塩尻市(県)	△			○	○	○	グラウンド駐機可
	22	山形村農業者トレーニングセンター	山形村(村)	△				○	○	拠点ヘリポート:グラウンド
	上田・佐久	23 平尾山公園	佐久市(市)	○	○			○	○	拠点ヘリポート:一般駐車場 上信越自動車道佐久平IC
	24	佐久総合運動公園	佐久市(市)	○	○			○	○	ヘリポート:佐久総合運動公園
	25	駒場公園(佐久創造館)	佐久市(市)	△	○		○	○	○	ヘリポート:多目的広場
上田・佐久	26	上田市自然運動公園 (塩田運動公園)	上田市(市)	△	○	○	○	○	○	市応援部隊受入れ先 ヘリポート:多目的グラウンド
	27	乙女湖公園	小諸市(市)	○				○	○	ヘリポート:南城公園野球場
	28	飯綱山公園	小諸市(市)	○				○	○	ヘリポート:小諸商業高等学校
	29	東御中央公園	東御市(市)	△	○	○		○	○	ヘリポート:駒場公園多目的広場
	30	県立武道館	佐久市(県)	○	○		○	○	○	市応援部隊受入れ先 ヘリポート:一般駐車場
	31	上田古戦場公園 多目的グラウンド	上田市(市)	△	○			○	○	ヘリポート:多目的グラウンド
	32	アクアプラザ上田	上田市(市)	△	○			○	○	市応援部隊受入れ先 ヘリポート:駐車場
上田・佐久	33	上田城跡公園第二体育馆	上田市(市)	△				○	○	市物流拠点 ヘリポート:市営陸上競技場
	34	丸子総合体育馆 丸子総合グラウンド	上田市(市)	△				○	○	市物流拠点 ヘリポート:市営陸上競技場
	35	真田中央公民館 真田運動公園グラウンド	上田市(市)	△				○	○	市物流拠点 ヘリポート:市営陸上競技場
	36	武石体育馆 武石総合グラウンド	上田市(市)	△				○	○	市物流拠点 ヘリポート:市営陸上競技場
	37	立科体育センター	立科町(町)	△				○	○	町避難所 ヘリポート:権現山運動公園 多目的グラウンド

配置ゾーン	No	候補施設名称	立地市町村 (施設管理者)	拠点機能(※)						備考
				支援物資の 中継・分配 機能	広域応援部 隊の一時集 結・ヘリスキヤ ノフ機能	他の都道府 県からの応 援職員の一 時集結拠点	災害医療 支援機能	物資等の 備蓄機能	現地調整・ 情報提供 機能	
上田・佐久	38	雪窓公園	御代田町(町)	○	○	○	○	○	○	ヘリポート:御代田町グラウンド 屋内施設として近隣の屋内ゲー ル場を使用
諏訪	39	旧東バル跡地・建物	諏訪市(市)	○	○	○	○	○	○	ヘリポート:諏訪湖ヨットハーバークラウド
	40	旧蓼科ダム予定地	茅野市(県)	○	△	○	○	○	○	
	41	茅野市運動公園	茅野市(市)	△	○	○	○	○	○	拠点ヘリポート:陸上競技場
	42	鳥居平やまびこ公園	岡谷市(市)	○	○	○	○	○	○	ヘリポート:岡谷市営球場
	43	岡谷湖畔公園	岡谷市(市)	○	○	○	○	○	○	拠点ヘリポート:湖畔広場
	44	諏訪市湖畔公園	諏訪市(市)	○	○	○	○	○	○	ヘリポート:諏訪湖ヨットハーバークラウド
	45	赤砂崎公園	下諏訪町(町)	○	○	○	○	○	○	拠点ヘリポート(ヘリ燃料庫)
	46	下諏訪体育館	下諏訪町(町)	△	○	○	○	○	○	
	47	原村社会体育館	原村(村)	△	○	○	○	○	○	ヘリポート:原小学校グラウンド
伊那・飯田	48	伊那公園	伊那市(市)	○	○	○	○	○	○	ヘリポート:陸上競技場
	49	サンビレッジ体育館	伊那市(市)	○	○	○	○	○	○	市物資拠点
	50	伊那市防災コミュニティセンター	伊那市(市)	△	○	○	○	○	○	ヘリポート:陸上競技場
	51	伊那市民体育館 メインアリーナ	伊那市(市)	△	○	○	○	○	○	市災害対策本部代替施設
	52	伊那市民体育館 サブアリーナ	伊那市(市)	△	○	○	○	○	○	ヘリポート:陸上競技場
	53	長野県飯田運動公園	飯田市(県)	△	○	○	○	○	○	市受援施設活動拠点
	54	風越山麓公園	飯田市(市)	○	○	○	○	○	○	ヘリポート:陸上競技場
	55	大芝公園	南箕輪村(村)	△	○	○	○	○	○	県防災拠点、拠点ヘリポート
	56	サンアリーナ	中川村(村)	○	○	○	○	○	○	ヘリポート:中川中学校グラウンド 物資拠点